

資料2

教育等の振興に関する施策の大綱の主な施策の進捗状況等について

平成28年11月

高知県教育委員会

基本方向1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する

《小・中学校》

1 知・徳・体に共通する課題・対策	
対策 1 - (1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築	1
対策 1 - (2) 地域との連携・協働の推進① <学校支援地域本部>	2
対策 1 - (2) 地域との連携・協働の推進② <放課後子ども総合プラン>	3
対策 1 - (3) 外部・専門人材の活用の拡充① <スクールカウンセラー(SC)等、スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置>	4
対策 1 - (3) 外部・専門人材の活用の拡充② <運動部活動支援員の配置>	6
対策 1 - (4) 障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	7
2 「知」の課題・対策	
対策 2 - (1) 学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの構築	8
対策 2 - (2) 教員の教科指導力を向上させる仕組みの構築① <若年教員の資質・指導力の向上>	9
対策 2 - (2) 教員の教科指導力を向上させる仕組みの構築② <探究的な授業づくり>	10
3 「徳」の課題・対策	
対策 3 - (1) 規範意識や自尊感情を育む組織的な取組の推進	11
4 「体」の課題・対策	
対策 4 - (1) 体育授業の改善	12

《高等学校・特別支援学校》

2 「知」の課題・対策	
対策 2 - (1) 義務教育段階の学力の定着に向けた組織的な取組の充実	13
対策 2 - (2) 多様な学力・進路希望に対応した組織的な指導の充実	15

基本方向2

厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

2 「知」の課題・対策	
対策 2 - (1) 放課後等における学習の場の充実	16
3 「徳」の課題・対策	
対策 3 - (2) 専門人材、専門機関との連携強化	19
5 就学前における課題・対策	
対策 5 - (1) 保育者の親育ち支援力の強化	
対策 5 - (2) 保育者の子育て力向上のための支援の充実	
対策 5 - (3) 保育所・幼稚園等と家庭や地域等との連携の充実	

基本方向3

就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる	22
対策 (1) 保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立	
対策 (4) 保幼小の円滑な接続の推進	

基本方向5

安全・安心で質の高い教育環境を実現する

対策 (1) 南海トラフ地震等の災害に備えた取組の推進 (ハード事業)	23
(ソフト事業)	24

教育等の振興に関する施策の大綱の主な施策の進捗状況等

【基本方向 1】 チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する

<小・中学校>知・徳・体に共通する課題・対策

対策 1-(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築

【概要・目的】

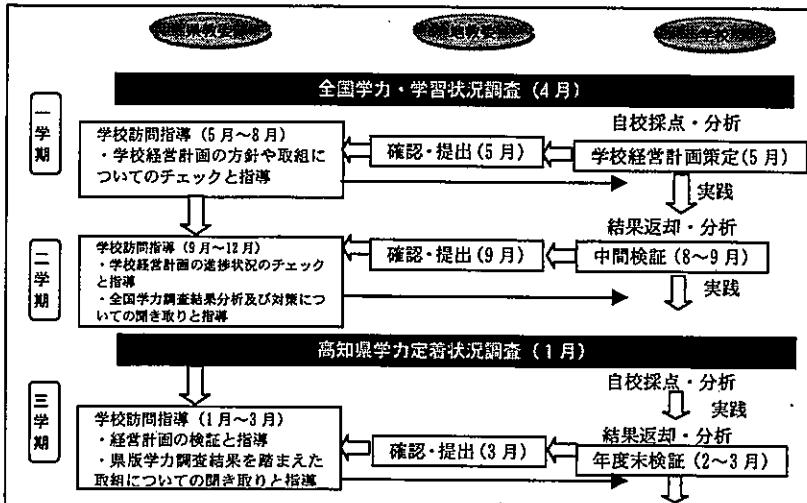
- ・校長を中心とした組織マネジメントが効果的に推進されるチーム学校としての体制を構築するため、校長が明示する学校経営計画を基に、学校の目標や課題を全教職員が共有し、方向性を合わせて取組を推進するとともに、PDCAサイクルにより取組状況や成果を点検・検証しながら、学校経営計画の質的な充実を図る。

平成 28 年度の当初計画 (P)

1 学校経営アドバイザーによる全小・中学校訪問（小 192 校、中 107 校）

※義務教育学校 2 校は中学校に含む

- (1) 学校経営アドバイザーの委嘱: 7 名
 - ・各教育事務所に学校経営及び教科指導に優れた退職校長等を配置
- (2) 学校経営アドバイザーによる全ての小・中学校への訪問
 - ・目的: 学校経営計画に基づく取組の質を高めることにより、各学校における課題解決を図り、学校のチーム力や経営力を上げる。



《参考: 平成 27 年度学校経営計画の年度末検証》

全小学校 195 校

	A	B	C	D
知	19 校(10%)	133 校(68%)	42 校(21%)	1 校(1%)
徳	15 校(8%)	156 校(80%)	24 校(12%)	0 校
体	21 校(11%)	154 校(79%)	20 校(10%)	0 校

全中学校 107 校

	A	B	C	D
知	7 校(7%)	69 校(64%)	31 校(29%)	0 校
徳	9 校(8%)	83 校(78%)	15 校(14%)	0 校
体	7 校(7%)	84 校(78%)	16 校(15%)	0 校

2 課題のある学校への学校経営アドバイザーによる重点的な訪問指導

(1) 課題のある学校の要因分析と今後の支援策の策定

- ・昨年度末に「知」の評価が「C」の中学校の課題分析と指導方針の策定

平成 28 年度 これまでの取り組み状況 (D)

H28 年 10 月末 現在

1 学校経営アドバイザーによる全小・中学校訪問

学校経営計画に掲げた目標に向けて、具体的な戦略が描けている学校が増えてきている。

- (1) 学校経営アドバイザーの委嘱: 7 名
 - ・東部: 2 名 中部: 3 名 西部: 2 名 ※高知市は学力向上スーパーバイザーを 3 名委嘱
- (2) 学校経営アドバイザーによる全ての小・中学校への訪問
 - ・学校経営アドバイザーの訪問回数(4~10 月)
 - 東部: 112 回 中部: 195 回 西部: 81 回

・平成 28 年度学校経営計画の中間検証

全小学校 192 校

	A	B	C	D
知	8 校(4%)	136 校(71%)	48 校(25%)	0 校
徳	5 校(3%)	157 校(82%)	30 校(15%)	0 校
体	9 校(5%)	152 校(79%)	31 校(16%)	0 校

全中学校 107 校

	A	B	C	D
知	6 校(6%)	70 校(65%)	29 校(27%)	2 校(2%)
徳	2 校(2%)	88 校(82%)	17 校(16%)	0 校(0%)
体	4 校(4%)	82 校(76%)	21 校(20%)	0 校(0%)

2 課題のある学校への学校経営アドバイザーによる重点的な訪問指導

課題のある学校に対して、学校経営アドバイザーや教育事務所長等が訪問を行い、管理職に対してアドバイスを行ったことにより、戦略に具体性が出てきた。

(1) 課題のある学校の要因分析と今後の支援策の策定

- ・昨年度末に「知」の評価が「C」の中学校の課題分析と指導方針の策定

※課題のある中学校: 東部 12 校 中部 9 校 西部 3 校 高知市 7 校

<学校経営及び学力向上に関する課題>

- 結果が成果数値として表れてこない。
- 「原因(要因)分析」～「検証」が、まだ弱い。
- 「学校組織として動くこと」「動かすこと」が、まだ弱い。
- 地教委の「わが町の学力向上対策」と「学校経営計画」をリンクさせ、地教委が組織として学力向上を図る手立てが弱い。(地教委としての戦略等)

<今後の支援策>

- 課題に対する「なぜ」と「だからどうする」を意識して助言をする。
- 次回の学校訪問では「目標設定シートと学校経営計画とのリンクのさせ方」について具体的にアドバイスすることから始める。
- 地教委の動きについては指導事務担当者会を有効に活用する。
- 学力向上に課題が見られる学校を優先として学校訪問を行う。

(2) 学校経営アドバイザーによる重点的な学校訪問指導

- ・今後の支援策に基づき、課題のある学校への訪問指導: 3 回程度(全 99 回)

・成果が見られた学校 12 校

《平成 28 年度学校経営計画の中間検証(昨年度末に「知」の評価が「C」の学校 31 校)》

	A	B	C	D
知	1 校	11 校	17 校	2 校

課題と今後の取り組み (C, A)

課題

1 学校経営アドバイザーによる全小・中学校訪問

- ① 学校経営計画の質の向上
 - ・学校経営計画策定に当たり、課題の分析ができていないために、掲げる目標が曖昧なものや、誰が、いつ、何をどのように取り組むのか等、取組に具体性が欠けているものがある。(アドバイザーによる訪問後、修正して提出を要請。)
- ② 学校経営計画を遂行する組織体制
 - ・校長の示す学校経営の方針等が、教職員一人一人にまで十分に浸透していない学校がある。(例: 授業の流れなど、学校で決めたことを全員が実行できていない教員、従来どおりの学年・学級経営に留まり、経験論からの教科指導や生徒指導を繰り返している教員。)

2 課題のある学校への学校経営アドバイザーによる重点的な訪問指導

- ① 学校経営計画に基づく取組の充実
 - ・課題の分析が弱く、解決に向けた的確な手立てが打てていない。
 - ・生徒指導上の問題や学校の組織力の問題等、課題が絡み合っている場合がある。

今後の取り組み

1 学校経営アドバイザーによる全小・中学校訪問

- ① 学校経営計画の質の向上
 - ・学校経営計画に基づく取組の質を高めるためには、校長が学校経営計画の策定のポイント等をつかんでおく必要がある。今後は、管内の校長悉皆の会を開催して、学校経営計画の策定のポイント、組織の動かし方等について確認するような機会を設けることを検討する。
 - ・また、地教委が各学校をどのように指導するのかという戦略も必要である。今後、アドバイザーによる訪問に市町村教育委員会の教育長も必ず同席するなど、各学校に対してしっかりと指導できるような体制を作る。
- ② 学校経営計画を遂行する組織体制
 - ・初任研修や教頭研修等の中で行われている年次に応じた研修において、自校の学校経営計画を基に交流したりする機会を設けるなど、組織の一員としての自覚を深めるよう、マネジメントに関する研修の強化を図る。

2 課題のある学校への学校経営アドバイザーによる重点的な訪問指導

- ① 学校経営計画に基づく取組の充実
 - ・特に課題のある学校には、学校経営アドバイザーと指導主事等がチームを組んで継続的に指導に入るなど、訪問指導の強化を図る。

【第 2 期教育振興基本計画における指標の状況】

	H27	H28	H31 目標数値
学校全体の学力傾向や課題について、全教職員の間で共有している学校の割合(「よく行っている」と回答した学校の割合)	(高知県) ・小: 68.4% ・中: 58.7%	(全国平均) ・小: 59.4% ・中: 52.0%	(高知県) ・小: 72.3% ・中: 71.6%
			(全国平均) ・小: 61.5% ・中: 55.3%

教育等の振興に関する施策の大綱の主な施策の進捗状況等

【基本方向1】 チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する

<小・中学校>知・徳・体に共通する課題・対策

対策1-(2) 地域との連携・協働の推進①

【概要・目的】

- 将来を担う子どもたちが、社会との関わりの大切さを学び、志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら生きる力を身に付けていくため、地域の大人が学校の活動に関わり、多様な体験活動などを通じて子どもたちの社会性を育むとともに、学校と連携しながら地域全体で子どもたちを見守り育てる体制をつくる。

平成28年度の当初計画 (P)

1. 学校支援地域本部の設置促進

OH28:34市町村68本部134校(うち、小・中126校、県立2校)で実施予定

- (1) 各教育事務所による計画作成
 - ・H31年度の到達目標達成に向けた設置促進計画を作成
- (2) 学校地域連携推進担当指導主事(教育事務所)による支援
 - ・東部・中部・西部教育事務所、高知市に配置(計4名)
- (3) 高知市との協議
 - ・取組の方向性等をすり合わせ
- (4) 市町村教育長を個別訪問
 - ・事業概要の説明、県の取組方針等の共有
- (5) 高知県小中学校長会及び高知県小中PTA連合会との協議
 - ・設置促進及び活動内容の充実に向けて協力体制をつくる

2. 学校支援地域本部の活動内容の充実

- (1) 市町村・学校訪問、運営委員会等への参加
 - ・活動内容の企画・運営等への支援
- (2) 「運用の手引き／モデル事例集」作成(8月)
- (3) 人材育成研修等の開催
 - ・行政や学校関係者、地域コーディネーターやボランティア等の地域住民を対象とした「地域による教育支援活動研修会」の開催
(全体会:1回、東部・中部・西部教育事務所管内別:各1回)
- (4) 民生委員・児童委員等との連携
 - ・民生・児童委員等の参画を促進
- (5) 学び場人材バンクによる地域人材の発掘とマッチング
 - ・専属コーディネーターによる人材紹介や出前講座、人材育成等の支援(3名→4名体制へ)
 - ・人材の掘り起しのため、地域住民を対象とした学校支援地域本部事業に関する研修会を、県内6ブロックで開催

平成28年度 これまでの取り組み状況 (D)

1. 学校支援地域本部の設置促進

- ・学校地域連携推進担当指導主事を配置し取り組んだことで、実施校が増加しており、来年度は約60%で実施が見込まれる。
- ・年度別の設置計画を作成したことや、県の取組の方向性等を市町村と共有したこと、県小中学校長会及び県小中PTA連絡会との連携を進めたこと等により、今後、設置・拡充の取組を促進させる基盤を整えられた。

(1) 各教育事務所による計画作成

- ・小中学校について、H31年度までの段階的な設置促進計画を作成

(2) 学校地域連携推進担当指導主事(教育事務所)による支援

- ・訪問活動により、新規の開拓や新しく始める学校への助言を実施

(3) 高知市との協議

- ・高知市教委との協議(5/23)、実施校訪問(6/28、6/30、7/1、7/7)
 - ・西部中学校区に厳しい環境にある子どものためのモデルとなる居場所づくり(NPO・市教委・市社協・地域福祉部をつなぐ)

(4) 市町村教育長を個別訪問(7/12~8/30:生涯学習課)

- ・H28年度の学校支援地域本部事業の充実・拡大等について、県の取組方針を共有

(5) 高知県小中学校長会及び高知県小中PTA連合会との協議

- ・県小中学校長会と生涯学習課で学校支援地域本部の設置促進を協調して進めることを確認(7/15)
- ・県小中学校長会と小中PTA連絡会と県の3者で、協調して設置・拡充を取り組むことを確認(8/15、9/3)
- ・地区PTA役員会で今後の具体的活動を要請(幡多10/6、高岡10/8、南国10/20)

2. 学校支援地域本部の活動内容の充実

- ・学校支援地域本部を設置したものの、新規が3割あり、活動予定回数が50回未満のところが多い。
- ・地域の方が、総合学習などの学習支援に積極的に関わってくれている。
- ・民生・児童委員の活動参加は不十分。
- ・モデル事例集の作成や研修会の開催等は計画どおりに実施できている。

(1) 市町村・学校訪問、運営委員会等への参加

- ・活動内容の企画・運営等への支援

(2) 「運用の手引き／モデル事例集」作成(8月)

(3) 人材育成研修等の開催

- ・行政や学校関係者、地域コーディネーターやボランティア等の地域住民を対象とした「地域による教育支援活動研修会」の開催
(全体会:1回、東部・中部・西部教育事務所管内別:各1回)

(4) 民生委員・児童委員等との連携

- ・高知県民生委員児童委員協議会連合会(4/25)、役員会(7/27)、児童部会(8/5)
- ・地域支援企画員(総括・集落支援担当)会(6/20)
- ・高知県公民館連絡協議会(7/13)

(5) 学び場人材バンクによる地域人材の発掘とマッチング

- ・マッチング数(10月末):延282名(H27(10月末):延245名)
- ・ブロック別研修会の開催(幡北9/8、中芸10/23)

<学校支援地域本部の活動状況>

- ・H28学校支援活動予定回数:14,296回(H27年度実績比1.2倍)
- ・年間活動回数が50回未満が約1/3
- ・学習支援のうち放課後学習は、他事業との併用もあり、割合が低い
- ・地域連携担当教職員が決まっていないところが11校(7.4%)ある

課題と今後の取り組み (C, A)

課題

1. 学校支援地域本部の設置促進

- ① 円滑に計画を進め、更に設置を加速させるために、未実施校へのアプローチを重点強化し、設置促進の取組を強化していく必要がある。
- ② 実施箇所の増加や活動内容の充実に伴い事業費も増加傾向にあるが、予算の確保が厳しい市町村がある。

2. 学校支援地域本部の活動内容の充実

- ① 学習支援を実施している学校は小・中学校ともに7割を超えており、6つに分類した活動のうち3つ以上を組み合わせて実施している学校は6割を超えているが、年間活動回数が50回未満のところが約1/3あるなど、各学校の取組状況には差がある。
- ② 民生委員・児童委員の学校支援地域本部への参加について、各市町村教委と民児連に要請をしてきたが、今後は学校ごとの参加状況や見守りの取組状況を踏まえた伴走型の支援が必要。
- ③ 各学校では学習支援者の希望が増加しているが、宿題等の見守りにとどまらず、指導もできる人材となると確保が困難。

今後の取り組み

1. 学校支援地域本部の設置促進

- ① 8月末に作成した「運用の手引き／モデル事例集」を活用し、効果的な取組方法等を助言するなど、拡大と活動の充実に向けて取り組む。
- ・「運用の手引き／モデル事例集」を持って、全小中学校に直接入る。
- ・各学校長に事業の必要性の徹底、県の取組方針の共有のための説明を実施。
- ・地区PTAと具体的な進め方を協議のうえで、各小中学校PTAから未実施の小中学校長への取組を要請。

- ② 市町村教育委員会に対し、引き続き、事業の必要性や効果について理解を深めるための説明を重ねていくとともに、場合によっては首長部局にも働きかけを行っていく。

2. 学校支援地域本部の活動内容の充実

- ① 8月末に作成した「運用の手引き／モデル事例集」を活用し、効果的な取組方法等を助言するなど、拡大と活動の充実に向けて取り組む。(再掲)
- ・「運用の手引き／モデル事例集」を持って、全小中学校に直接入る。(再掲)
- ・地域による教育支援活動研修会(東部11/1、中部12/5、西部11/4)
- ・学校地域連携推進担当指導主事による各学校支援地域本部事業状況調査票での活動内容の確認及びアドバイスの実施

② 民生委員・児童委員の参加を促進し、子どもたちの見守り体制を強化する。

- ・運営委員会の構成員としての民生・児童委員の参加状況を確認
- ・市町村・学校訪問により、学校ごとの民生・児童委員(主任児童委員)の学校支援ボランティアの参加状況の確認
- ・日々の学校支援活動を通じた学校での見守りが進んでいるか確認
- ・地域福祉部との要請活動(民生・児童委員の一斉改選(12/1)後)

③ 学び場人材バンクの拡充により、学校の活動を支援する地域人材を確保し、活動内容の一層の充実を図る。

- ・ブロック別研修会の開催により、人材の掘り起しを実施
(高幡11/23、幡多11/26、仁淀川1/28、高知中央2/4)

【第2期教育振興基本計画における指標の状況】

	H27	H28	H31目標数値
学校支援地域本部における学習支援、登下校安全指導、環境整備等の学校支援活動回数	11,791回	14,296回(計画ベース)	15,000回以上
学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の人が様々な活動に参画してくれる学校の割合	小学校 77.7% 中学校 61.5%	小学校 83.8% 中学校 64.3%	小学校 100% 中学校 100%
学校支援地域本部が設置された学校数	小学校 56校 中学校 30校	小学校 82校 中学校 44校	小学校 150校以上 中学校 80校以上

教育等の振興に関する施策の大綱の主な施策の進捗状況等

【基本方向 1】 チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する

<小・中学校>知・徳・体に共通する課題・対策

対策 1-(2) 地域との連携・協働の推進②

【概要・目的】

・将来を担う子どもたちが、社会との関わりの大切さを学び、志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら生きる力を身に付けていくため、地域の大人が学校の活動に関わり、多様な体験活動などを通じて子どもたちの社会性を育むとともに、学校と連携しながら地域全体で子どもたちを見守り育てる体制をつくる。

平成 28 年度の当初計画 (P)

1 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置

○放課後児童クラブ:163ヶ所(うち、高知市 87ヶ所)
放課後子ども教室:150ヶ所(うち、高知市 41ヶ所)で実施

(1) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置率
H28 目標:94% (H27:92.9%)

2 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の活動内容の充実

(1) 放課後等における学習の場の充実
・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室において学習支援を行っている割合
H28 目標:96%以上 (H27:95.0%)

(2) 「運用の手引き／モデル事例集」作成(8月)

(3) 市町村訪問及び取組状況調査の実施

(4) 支援員等の資質向上に向けた研修会の開催
・支援員等研修(安全・防災、障害児等受入、子どもの育ち)
・子どもの発達と発達障害への理解を促進するステップアップ研修(全5回)
・子育て支援員研修／放課後児童コース(全2日間、1回開催)
・放課後児童支援員認定資格研修(全4日間、2回開催)

(5) 利用者負担の軽減
・就学援助世帯等の子どもたちの利用料減免や放課後児童クラブの開設時間延長への支援

平成 28 年度 これまでの取り組み状況 (D)

H28 年 10月末 現在

1 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置

・32市町村で放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブまたは放課後子ども教室が実施されており、放課後の安全・安心な居場所の設置率は目標を概ね達成している。

○放課後児童クラブ:160ヶ所(うち、高知市 84ヶ所)
放課後子ども教室:147ヶ所(うち、高知市 39ヶ所)で実施

(1) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置率

H28 : 93.8%

・182/194 校で放課後児童クラブと放課後子ども教室のどちらか、または両方を実施済。

・未実施 12 校のうち、9校は児童数 10~50 人の小規模校であり、公民館やあったかふれあいセンター等の活用できる居場所が他にあるため設置していないなど、必ずしも新設を要しない状況がある。

2 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の活動内容の充実

・学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上を図るために宿題の見守り等を行うなどの学習支援の実施率は、目標を達成している。
・地域住民との交流活動は、まだ少ないものの増加傾向にあり、地域住民以外にも地域の様々な団体と連携して活動の充実に取り組んでいる。

(1) 放課後等における学習の場の充実

・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室において学習支援を行っている割合
H28 : 97.7% (児童クラブ 100%、子ども教室 95.2%)

(2) 「運用の手引き／モデル事例集」作成

・8/31 作成、9月～配布・活用

(3) 市町村訪問及び取組状況調査の実施

・市町村ヒアリング等(9/5～10/7) : 33市町村1学校組合

<H28 取組状況調査より>

学習支援 : ⑧～⑪のいずれか実施

支援活動の種類	児童クラブ (155ヶ所)	子ども教室 (147ヶ所)	支援活動の種類	児童クラブ (155ヶ所)	子ども教室 (147ヶ所)
① スポーツ活動	125 (80.6%)	119 (81.0%)	⑧ 宿題の実施	155 (100.0%)	133 (90.5%)
② 文化・芸術活動	26 (16.8%)	41 (27.9%)	⑨ 宿題に留まらない予習・復習・自主学習の実施	47 (30.3%)	105 (71.4%)
③ 地域住民との交流活動	20 (12.9%)	79 (53.7%)	⑩ 補習の実施	0 (0.0%)	2 (1.4%)
④ 体験活動	127 (81.9%)	67 (45.6%)	⑪ その他(⑥～⑩に当てはまらないもの:例:食育)	110 (71.0%)	20 (13.6%)
⑤ 親子で参加できるイベント	122 (78.7%)	32 (21.8%)	⑫ 災害時(地震等の発生時)対応マニュアル	74 (47.7%)	147 (100.0%)
⑥ 自由遊び	155 (100.0%)	133 (90.5%)	⑬ 避難訓練の実施	148 (95.5%)	80 (54.4%)
⑦ 読書(読み聞かせなど)	146 (94.2%)	102 (69.4%)	⑭ 使用している部屋等の安全点検	143 (92.3%)	114 (77.6%)
			⑮ 防災用ヘルメット、防災頭巾等を備えている	43 (27.7%)	55 (37.4%)

・16 市町村が子ども教室でおやつや食事づくりを実施しており、食育学習として取り組むことに前向きな意見もあった。

(4) 支援員等の資質向上に向けた研修会の開催

・支援員等研修(安全・防災研修:東部 6/23、中部 6/30、西部 6/16)

参加者 161名、満足度 85%

・子どもの発達と発達障害への理解を促進するステップアップ研修(6/14、7/5、9/27、10/25)

・子育て支援員研修／放課後児童コース(9/10、9/11)

受講者 107名、うち修了者 105名

・放課後児童支援員認定資格研修(西部:9/25、10/2、10/16、10/30)

受講者 53名

(5) 利用者負担の軽減

・県単独補助事業による利用料減免等への支援 補助先 11市町村

・平日の 18 時以降も開設している放課後児童クラブ 7市町 21ヶ所(うち、国庫補助活用 7ヶ所)

課題と今後の取り組み (C, A)

課題

1 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置

① 放課後児童クラブは、国が示す「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に定められている施設設備や面積、支援員数、児童の定員(おおむね 40 人以下)等の基準を満たしていないところは、平成 31 年度まで(経過措置期間)に対応する必要がある。
・登録児童数 46 人以上の放課後児童クラブ 80ヶ所(51.6%) ※H28 国調査

2 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の活動内容の充実

① 各放課後児童クラブや放課後子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、食育などの新たな視点も取り入れていく必要がある。

② 放課後児童クラブや放課後子ども教室の支援員等を対象とした研修では、参加者から、特別な支援が必要な児童の受け入れに当たり、スペースの確保や専門的な知識を持った人材の配置が困難といった声が聞かれる。

今後の取り組み

1 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置

① 国の基準を満たした適正な定員となるよう、放課後児童クラブを分割(増設)する場合や、老朽化等に伴い施設整備を行う市町村への財政支援を継続する。

2 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の活動内容の充実

① 8月末に作成した「運用の手引き／モデル事例集」を活用し、地域と連携した効果的な活動を助言するなど、活動の充実に向けて取り組む。

② 放課後子ども教室における食育学習の取組を支援する県単独補助メニューの新設を検討する(H29)。

③ 「子どもの発達と発達障害への理解を促進するステップアップ研修」における事例検討の時間数を増やすなど、研修内容の充実を図る。

H28 ・支援員等研修

障害児等受入研修(東部 11/8、西部 11/15)

子どもの育ち研修(東部、中部、西部で 12 月に開催)

・子どもの発達と発達障害への理解を促進するステップアップ研修(12/9)

【第 2 期教育振興基本計画における指標の状況】

	H27	H28	H31 目標数値
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置率(小学校)	92.9%	93.8%	95%以上
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室において学習支援を行っている割合	95.0%	97.7%	96%以上

教育等の振興に関する施策の大綱の主な施策の進捗状況等

【基本方向 1】 チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する

<小・中学校>知・徳・体に共通する課題・対策

対策 1-(3) 外部・専門人材の活用の拡充①

【概要・目的】

- ・学校全体の教育力を高め、児童生徒を取り巻くさまざまな教育課題に対応するため、多様な人材の参画による、それぞれの専門性を生かした支援体制を構築する。

平成 28 年度の当初計画 (P)

1. スクールカウンセラー(SC)等、スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置促進

- (1)SC 等の配置による教育相談体制の強化
 - ・中学校、高等学校、義務教育学校、特別支援学校への 100%配置の維持
 - ・小学校への配置率の増加(H27:68.9%)
 - ・1箇所当たりの平均支援時数の増加
(H27:小 92 中 117 高 224 特支 101 平均 118 時間)

(2)SSW の配置による教育相談体制の強化

- ・配置市町村の増加(H27:27 市町村)
- ・県立学校への配置数の増加(H27:9 校)

(3)SC 等、SSW の人材確保

- ・大学や関係機関等との連携により、専門性の高い人材を確保

(4)来年度配置希望書の提出及び配置に向けたヒアリングの実施

- ・市町村教育委員会、県立学校、SC 等、県立学校 SSW に対し県教育委員会がヒアリングを実施

2. SC 等及び SSW の活動内容の充実

(1)SC 等の資質向上

- ・スーパーバイザーによる指導・助言
- ・SC 等研修講座の実施(年 6 回)
- ・新規採用研修会の実施
- ・年度当初の研修会の実施(全 SC 等対象)

(2)SSW の資質向上

- ・スーパーバイザー、チーフ SSW による指導・助言
- ・初任者研修会の実施(年 2 回)

(3)チーム学校による支援の充実

- ・教育相談体制の充実(チーム学校)に向けた連絡協議会の実施
- ・アウトーチ型支援センター連絡会の実施(年 3 回)
- ・SSW 連絡協議会の実施(年 2 回)
- ・SC 等活用事業説明会の実施(年度当初)

平成 28 年度上半期の取り組み状況 (D)

1. スクールカウンセラー(SC)等、スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置促進

- ・配置学校数の増加により支援が拡大し相談件数も増加してきたが、十分な国の予算や専門性の高い人材を確保できなかつたため、SC 等や SSW を配置できていない学校や市町村がある。

(1) SC 等の配置による教育相談体制の強化

- ・SC 等配置率: 小 85.4% 中 100% 義 100% 高 100% 特 100%

- ・1 箇所あたりの平均支援時数(計画ベース)
(H28: 小 113 中 142 義 217 支援センター 434 高 339 特支 169 平均 154 時間)
- ・SC 等への相談件数(4~9 月 小・中・高・特支): H27:28,529 件 → H28:38,871 件(136.3%)

1 校あたりの相談件数 H27:97 件 ⇒ H28:120 件(123.7%)

(2) SSW の配置による教育相談体制の強化

- ・SSW 配置状況: 29 市町村 県立学校 13 校

- ・SSW の支援件数(4~9 月 高・特支): H27:278 件 → H28:481 件(173.0%)
1 校あたりの支援件数 H27:30.9 件 ⇒ H28:37.0 件(119.7%)

(3) SC 等、SSW の人材確保

- ・5~7 月に四国内の臨床心理士養成課程のある 4 大学への訪問を実施し、担当教員や学生に対して事業内容を説明し応募を要請(鳴門教育大学・徳島文理大学・香川大学・愛媛大学)

2. SC 等及び SSW の活動内容の充実

- ・研修機会は充実している。組織的な支援力の向上を図れる研修も新たに実施している。
- ・研修会を通して、外部人材を活用した役割分担に基づく組織的な支援の大切さが再確認された一方で、組織的な支援が十分ではない学校もあることが確認された。

(1) SC 等の資質向上

- ・スーパーバイザーによる指導・助言: 394 時間実施(4~9 月)

(2) SSW の資質向上

- ・スーパーバイザー、チーフ SSW による指導・助言: 36 時間実施(4~9 月)

- ・初任者研修会【悉皆】: 2 回実施 第 1 回(4/22)・第 2 回(10/28) 参加者 12 名

(3) チーム学校による支援の充実

- ・教育相談体制の充実(チーム学校)に向けた連絡協議会【悉皆】

対象: SC、SSW、配置学校コーディネーター、市町村担当者

8 月に 6 ブロックで実施 参加者 465 名

- ・アウトーチ型支援センター連絡会: 1 回実施

参加者 2 市の担当者 第 1 回(5/10)

- ・SSW 連絡協議会【悉皆】: 1 回実施

第 1 回(6/3) 参加者 102 名

対象: SSW、配置市町村担当者、県立学校担当者

- ・SC 等活用事業説明会: 4 月に 3 ブロックで実施

対象: 全市町村担当者、全県立学校担当者

【参考】H26~28 年度の校内支援会における SC 活用状況

	H26	H27	H28(9月末)
小学校	2. 1回	0. 8回	1. 2回
中学校	3. 7回	2. 5回	2. 5回
高等学校	6. 5回	8. 0回	5. 1回
特別支援学校	4. 7回	6. 2回	3. 5回

※「平均活用回数」は SC の 1 校あたりの活用回数で、小数第 2 位を切り捨てた数字

課題と今後の取り組み (C, A)

課題

1. スクールカウンセラー(SC)等、スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置促進

- ①SC 等及び SSW については、年々配置が拡充されているが、未だ配置されていない学校や市町村があり、国の予算措置と高い専門性を有する人材確保が必要である。
- ・SC 未配置: 小学校 28 校 SSW 未配置: 6 市町村

- ②不登校の中には家庭に引きこもってしまい、学校や教育支援センターに通うことはもちろん、教員や友人にも会おうとしない児童生徒がおり、学校に勤務している SC の支援が届きにくい状況がある。

2. SC 等及び SSW の活動内容の充実

- ①さまざまな要因により課題を抱える子どもへの適切な対応をしていくためには、SC 等や SSW のさらなる専門性の向上が必要である。
- ②チーム学校として SC 等や SSW 等の専門人材の活用の仕方が明確でない学校がある。また、SC 等、SSW を組織の一員として活用していくうとする考え方が教職員に十分浸透していないため組織的な支援につながっていない学校がある。

3. 小中学校における生徒指導上の諸問題(暴力行為・不登校)への対応

- ①小学校における生徒指導上の諸問題の状況について、早期の段階での的確な対応ができるおらず、深刻な状況に陥っている。(暴力行為 106 件増・不登校 9 人増)
また中学校においても中 1 ギャップによる新規不登校生徒は減少したが、依然、全国平均を大きく上回っている。(暴力行為 36 件減・不登校 5 人減)
- ②小学校において、教職員が暴力行為に対する対応の仕方を十分理解していないために、暴力行為を行った児童に対して、適切且つきめ細かな対応ができていない。

今後の取り組み

1. スクールカウンセラー(SC)等、スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置促進

- ①SC 等、SSW の配置拡充のための予算確保及び大学、関係機関と連携して高い専門性を有する人材確保に努める。

- ・国に対して、常勤化による安定雇用や専門性向上、配置や研修の充実に係る予算確保に向けた要を、継続して行う。(H27・28 年度 政策提言により要望)
- ・臨床心理士養成課程のある大学と連携し、学生へ本事業の説明を行い、SC 等の人材確保に努める。また、社会福祉士・精神保健福祉士・社会福祉学部の学生を対象として SSW の業務内容の周知を図る。

- ・県教育委員会と市町村教育委員会との情報交換により、各地域における SSW の人材の掘り起こしを図る。
- ②本年度から、引きこもり等により十分な支援の届いていない児童生徒に対して支援を行うために、心の教育センターや市町村の教育支援センターにアウトーチ型 SC や SSW を配置している。来年度は、さらに配置を拡充し、アウトーチ型の支援体制を強化し関係機関と密接な連携をした支援を行う。

2. SC 等及び SSW の活動内容の充実

- ①専門性の向上のために SC 等及び SSW それぞれのスーパーバイズ制度を充実させる。併せて専門性向上のための研修会を行う。

- ・SC 等に対するスーパーバイズの充実: スーパーバイザーの勤務を拡充し、心の教育センターのプラットフォーム機能の強化して助言等の支援を行う。

- ・SSW に対するスーパーバイズの充実: チーフ SSW を増員することにより、ケースの内容や地域の実情に応じて助言等の支援を行う。

- ・臨床心理士会と連携し、効果的な SC 等研修講座を実施する。

- ②連絡協議会や関係機関との協議を通して、各学校等における効果的なチーム支援の充実を図る。

- ・SC 等や SSW の連絡協議会等を通して、各学校のコーディネーターや市町村担当者、SC、SSW を対象に、組織的な支援の在り方について研修を実施する。

- ・外部人材の組織的な活用についての意識を高めるための働きかけを、市町村教育長や学校長他に対して継続して行っていく。

3. 小中学校における生徒指導上の諸問題(暴力行為・不登校)への対応

- ①校内支援体制を設立し、情報共有を促進することで、問題の早期発見に努めて早期対応につなげる。

- ・同じ児童生徒が複数回暴力行為を行った際に、学校内で問題を共有することを徹底させる。さらに学校の対応だけでは解決できない場合は、県教育委員会が支援することができるよう体制を構築する。
- ・各学校において外部専門人材を活用した組織的な校内支援会を定期的に開催できるように、心の教育センターを強化して指導主事や SC を派遣する。

- ②SC 等の外部人材を活用して教職員に対して発達障害の子どもへの対応等についての研修を実施し、全教職員の対応スキルの向上を図る。

- ③家庭の教育力の向上のために、SSW 等の福祉的支援の充実や子育てに悩んでいる保護者が養育について相談できる体制を強化する。

【第2期教育振興基本計画における指標の状況】

	H27	H28	H31
スクールカウンセラーの配置率	・小:68.9% ・中:100% ・高:100% ・特:100%	・小:85.4% ・中:100% ・高:100% ※1学年3学級以上の高等学校 への週2回派遣 46.7% ・特:100%	・小:100% ・中:100% ・高:100% ※1学年3学級以上の高等学校 への週2回派遣 100% ・特:100%
スクールソーシャルワーカーの配置状況	・27市町村 ・高:8校 ・特:1校	・29市町村 ・高:10校 ・特:3校	・全市町村 ・高:16校 ・特:5校

	H27	H28	H31
スクールカウンセラーの関わりにより不登校状況が少しでも改善された学校の割合	小:66.7% 中:64.3% 高:51.6%	年度末に集計	小:90%以上 中:90%以上 高:(全)50%以上 (定)30%以上
スクールソーシャルワーカーの関わりによる問題解決・好転率	47.3% (小・中・高・特支)	年度末に集計	50%以上 (小・中・高・特支)

教育等の振興に関する施策の大綱の主要な施策の進捗状況等

【基本方向 1】 チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する

<小・中学校>知・徳・体に共通する課題・対策

対策 1-(3) 外部・専門人材の活用の拡充②

【概要・目的】

- 学校全体の教育力を高め、児童生徒を取り巻くさまざまな教育課題に対応するため、多様な人材の参画による、それぞれの専門性を生かした支援体制を構築する。

平成 28 年度の当初計画 (P)

1. 運動部活動支援員の配置拡充

- (1) 運動部活動支援員配置による運動部活動の更なる充実
 - 公立中学校、県立高等学校及び特別支援学校の運動部活動への配置 (H27:121 部 → H28:140 部)
 - 派遣回数の増加 (H27:3116 回 → H28:5680 回)
- (2) 専門指導ができる人材の確保に向けた体制づくり
 - 外部人材の活用の広がりに向けて、派遣可能な専門指導者の発掘・確保に関して県内競技団体等の関係者に協力を要請

2. 運動部活動支援員の活動内容の充実

- (1) 運動部活動支援員の指導力向上
 - 教育委員会が指定するコーチングに必要な多様な資質・能力を身に付けるための研修会「コーチアカデミー」のカリキュラム受講
- (2) 運動部活動支援員の活動状況の改善
 - 実施状況、成果、課題、改善点等について、派遣先学校からの中間報告 (H28.9月末)
 - 中間報告を踏まえて課題や改善点に対する対策などについて指導・助言を含めた支援を行う。
 - 年間の実施状況等について派遣先学校からの実績報告 (H29.3月)
 - 生徒及び運動部活動支援員の意識調査 (H29.3月)
- (3) 運動部活動の充実に向けた検討会
 - 運動部活動が抱える課題解決に向けて中学校体育連盟等の関係者による検討会において、外部指導者の活用について協議。

<参考>

*専門指導者が未配置の部活動数及び割合:()は部活動総数 (平成 27 年度)

中学校	高等学校	特別支援学校			
未配置部数	割合	未配置部数	割合	未配置部数	割合
376 部(831 部)	45.2%	178 部(526 部)	33.8%	7 部(20 部)	35.0%

*高知商高校と定時制高校の部活動数は含まれていない。

平成 28 年度 これまでの取り組み状況 (D)

H28 年 10 月末 現在

1. 運動部活動支援員の配置拡充

- 予定していた 140 部の派遣には達していないが、各部の実情に応じた派遣回数を設定し、質の高い指導実践につなげている。

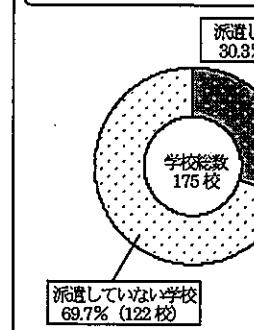
(1) 公立中学校、県立高等学校及び特別支援学校の運動部活動への配置

- 派遣部数: 120 部(新規 52 部)
- 派遣支援員数: 87 名(延べ 88 名)
- 派遣回数: 5680 回(予定)
- 派遣した学校の割合: 30.3%(53 校/175 校)

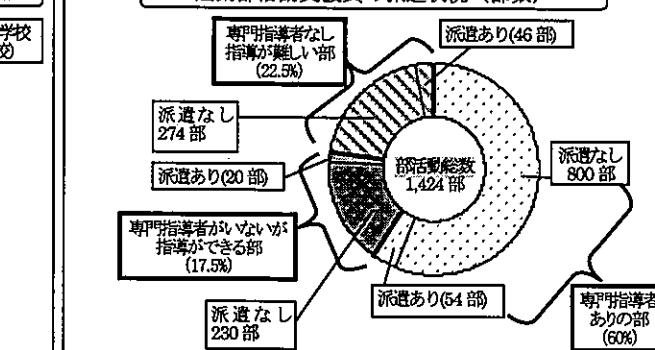
※校種別派遣状況(平成 28 年度)

	中学校	高等学校	特別支援学校
派遣部数	68 部	52 部	0 部
派遣支援員数	48 人	40 人	0 人
派遣回数	2,975 回	2,705 回	0 回
派遣した学校の割合	26.0%(32 校/123 校)	56.8%(21 校/37 校)	0%(0 校/15 校)

現在、運動部活動支援員を派遣している学校の割合 (H28 年度)



専門指導ができる顧問の配置状況及び運動部活動支援員の派遣状況(部数)



2. 運動部活動支援員の活動内容の充実

- コーチアカデミーのカリキュラムを受講した支援員には、肯定的な意識の変容が見られた。
- 運動部活動の充実に向けた検討会において、部員の確保や顧問の多忙感の解消、休息の重要性などの具体的な課題を確認・共有することができた。

(1) 運動部活動支援員の指導力の向上

- 「コーチアカデミー」の受講指定カリキュラム
 - 第1回(7/9)「地域における障害者スポーツの広がり」 8名
 - 第2回(7/30)「総合型地域スポーツクラブ・スポーツ少年団の活動と競技スポーツ」 11名
 - 第3回(9/24)「フィジカルトレーニング講習会」 22名

(2) 運動部活動の充実に向けた検討会

- 「中学校の運動部活動の充実と競技力向上に向けた検討会」
 - 第1回: 8月 4 日(木)
 - 第2回: 8月 29 日(月)
 - 第3回: 9月 29 日(木)

課題と今後の取り組み (C, A)

課題

1. 運動部活動支援員の配置拡充

- 本事業に申請する運動部が昨年度と同程度であった。事業の周知が不十分で、各学校に事業内容が十分に理解されていない。申請する部活動が大幅に増加するよう、外部指導者の活用に関する学校側のニーズを把握するとともに、学校側への事業の周知を徹底し、より活用しやすい事業運営に向けて改善を図る必要がある。
- さらに外部指導者の活用を広げるためには、専門的な指導ができる運動部活動支援員の人材確保が必要であるが、関係団体等との連携体制が不十分で、人材の把握ができていない。

2. 運動部活動支援員の活動内容の充実

- 運動部活動支援員には、顧問と連携した教育的配慮がある指導が求められることから、資質の向上を図る必要がある。
- 運動部活動支援員による指導がより効果的に進められ、顧問の負担感の解消や、生徒の意欲の向上に資するためには、望ましい運動部活動を徹底する必要がある。

今後の取り組み

1. 運動部活動支援員の配置拡充

- より活用しやすい事業運営
 - 本事業を全ての学校に十分に理解してもらうための周知を徹底する。
 - 本事業の概要や手続きをわかりやすく示した啓発資料を本年度中に作成し、年度内に学校長会や中・高等学校体育連盟の会議等で広く周知する。
 - 学校側が活用しやすい事業となるよう内容や運用を改善する。
 - 外部指導者に関する情報について、学校と関係団体が連携できる体制づくりを本年度中に行うとともに、次年度から外部指導者の試用期間を設けるなど、学校側と外部指導者のマッチングが円滑に進められる体制を整備する。

また、現在派遣している支援員の指導実態や、専門的な指導者が配置・派遣されていない運動部活動の実情やニーズ等を把握・分析し、本年度中に事業の見直しを行う。

2. 運動部活動支援員の人材確保

- 専門的な指導ができる顧問の配置状況や部員数などの実情を踏まえ、外部人材を確保する。
 - 運動部では専門的な指導ができる顧問の配置状況や部員数が、競技によって差がみられるところから、優先的に人材を確保する競技を判断し、競技団体やスポーツ医・科学関係団体、総合型クラブ、大学等に協力を求めて、本年度中に人材の把握を行う。
 - 学校支援地域本部事業による部活動支援と連携し、学校支援ボランティアに対して部活動支援への参画を促す。

2. 運動部活動支援員の活動内容の充実

- 運動部活動支援員の資質向上
 - 運動部活動支援員が教育活動の一環としてより効果的に部活動の指導を行うことができるよう、学校や顧問との連携の重要性、教育的な配慮がある指導の実践、事故怪我の防止の徹底など、次年度に向けて研修の内容や実施方法を見直す。
 - 競技団体等が実施する指導者養成に関する取り組みを支援する。

② 望ましい運動部活動の徹底

- 運動部で活動する生徒や指導者(外部人材を含む)にとって、より充実した活動ができるよう、運動部活動の充実に向けた検討会によって協議された課題や対策を踏まえ、市町村教育委員会や学校長会などから幅広く意見を伺い、年度内に「望ましい運動部活動」を推進するための県の方向性を示す。

【第 2 期教育振興基本計画における指標の状況】

	H27	H28	H31 目標数値
運動部活動支援員を派遣した部の数	中学校: 72 部 高等学校: 48 部 特別支援学校: 1 部	中学校: 68 部(新規 26 部) 高等学校: 52 部(新規 26 部) 特別支援学校: 0 部	中学校: 200 部以上 高等学校: 130 部以上 特別支援学校: 10 部以上 ※H28 年度からの累積数

教育等の振興に関する施策の大綱の主な施策の進捗状況等

【基本方向1】 チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する

<小・中学校>知・徳・体に共通する課題・対策

対策1-④ 障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

【概要・目的】

- ・発達障害等のある一人一人の児童生徒の特性に応じた授業づくり、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成、活用による指導・支援の充実が求められる中、教員の専門性を向上させ、ユニバーサルデザインに基づく授業づくりを推進するとともに、チーム学校として校種間における円滑かつ適切な引き継ぎが行われるための仕組みの構築を推進する。

平成28年度の当初計画（P）

ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト

◇特別な支援が必要な児童生徒に対して、教育的ニーズに応じた指導の充実を図るために、指定校等における実践研究を推進するとともに、学校間連携コーディネーターの配置や中学校区を対象とした研修の実施等により、ユニバーサルデザインに基づく「分かる」「できる」授業づくり及び、各学校間で円滑な引き継ぎを行うための仕組みづくりを行う。

1 ユニバーサルデザインに基づく授業づくりの推進

- (1) 研究指定校・協力校における実践研究への指導・支援
 - ・指定校・協力校におけるユニバーサルデザインの視点での授業改善の取組について、指導主事等が訪問指導・支援を実施

【指定校】 崑川中学校、崑川小学校 日高中学校、日下小学校

【協力校】 崑川中学校区小学校6校(仁井田、影野、七里、米奥、川口、東又)
日高中学校区小学校1校(能津)

(2) 指定校・協力校における取組の県全体への普及

- ①指定校の取組をまとめたパッケージの作成・普及
(校内支援体制のチェックリスト、年間計画、実践事例等を記載)
- ②指定校における大学院派遣教員の長期インターンシップの実施
※「学校の力を高める中核人材育成事業」(教育政策課)と連携して実施

2 校種間における「引き継ぎシート」を活用した指導・支援の引き継ぎの充実

- (1) 研究指定校区における実践研究への指導・支援
 - ・指定校区における「引き継ぎシート」を活用した校種間の指導・支援の引き継ぎについて、学校間連携コーディネーターを中心に訪問指導・支援を実施

【指定校区】 崑川中学校区、日高中学校区、佐賀中学校区、香北・鏡野中学校区

(2) 引き継ぎシート作成促進のための取組の普及・啓発

- ①指定校区の取組をまとめたパッケージの作成・普及
- ②保護者向けリーフレットの作成・配布
・年長児、小学6年、中学3年の児童生徒の家庭に配付予定

3 特別支援教育学校コーディネーターを核とした校内支援体制の充実

- (1) 小・中学校の特別支援教育学校コーディネーターを対象とした研修の実施
・2年間で、県内全ての小・中学校の特別支援教育学校コーディネーターの研修を中学校区ごとに実施
H28年度:44中学校区 H29年度:40中学校区

【内容】

- ・個別の指導計画や引き継ぎシート作成について確認
- ・校内支援体制のチェックリストの実施
- ・各校との情報交換等

平成28年度 これまでの取り組み状況（D）

H28年10月末 現在

1 ユニバーサルデザインに基づく授業づくりの推進

・研究指定校・協力校では、ユニバーサルデザインの視点を大切にした授業づくりの理解や実践が進んできており、全国学力学習状況調査の結果の向上につながった学校もある。

(1) 研究指定校・協力校における実践研究への指導・支援

- ・教育事務所指導主事等※による指定校訪問回数(10月末時点)
・窪川中学校区:15回、日高中学校区:11回
※指定校訪問には学校間連携コーディネーター(下記参照)も同行

・ユニバーサルデザインの視点での研究授業実施回数(10月末時点)
窪川中学校区:8回、日高中学校区:9回

(2) 指定校・協力校における取組の県全体への普及

- ①指定校の取組をまとめたパッケージの作成・普及
・現在作成中(H29.2月完成予定)
- ②指定校における大学院派遣教員の長期インターンシップの実施
・対象:高知大学大学院短期履修プログラムに派遣している現職教員
・インターンシップ生の学校訪問回数:20回(日高中学校)

2 校種間における「引き継ぎシート」を活用した指導・支援の引き継ぎの充実

・指定校区では、学校間連携コーディネーターを配置したこと、個別の指導計画や引き継ぎシート等の作成・活用に関して、きめ細かな支援を行うことができ、教職員の理解が進んだ。
・引き継ぎシートの作成・活用に関する実践例や課題については、学校間連携コーディネーター連絡会や市町村推進協議会等で共有することで、学校支援の工夫・改善につながっている。

(1) 研究指定校区における実践研究への指導・支援

- ・学校間連携コーディネーターの配置:3名(東部・中部・西部)
- ・学校間連携コーディネーターの指定中学校区への訪問回数(10月末時点)
・窪川:11回、日高:15回、佐賀:21回、香北・鏡野:44回
・県教委と学校間連携コーディネーターとの連絡会の実施(毎月1~2回)
- ・市町村推進連絡協議会の実施(指定校区の市町村で隔月開催)
・参加:市町村(教委・福祉)、学校、学校間連携コーディネーター

・「個別の指導計画」作成率:100%、「引き継ぎシート」を活用した引き継ぎの実施率(H28.3):100%

(2) 引き継ぎシート作成促進のための取組の普及・啓発

- ①指定校区の取組をまとめたパッケージの作成・普及
・現在作成中(H29.2月完成予定)
- ②保護者向けリーフレットの作成・配布
・昨年度配付したリーフレットの内容の見直しを行い、作成中(12月配布予定)

3 特別支援教育学校コーディネーターを核とした校内支援体制の充実

・特別支援教育学校コーディネーターの研修を中学校区ごとに実施し、情報交換や協議を行うことで、校内支援体制など自校での取組の改善や校種間の連携による支援につながっている。

(1) 小・中学校の特別支援教育学校コーディネーターを対象とした研修の実施

- ・研修実施状況(10月末)
実施校区:33校区(中学校33校、小学校73校参加)
参加者:178名(特別支援教育学校コーディネーター、管理職、養護教諭、市町村教育委員会等)
※毎年20~30%新任の特別支援教育学校コーディネーターが配置されている。

課題と今後の取り組み（C、A）

課題

1 ユニバーサルデザインに基づく授業づくりの推進

①研究指定校の取組から、ユニバーサルデザインによる授業づくりを推進するためには、全教職員の理解や校内支援体制の充実が必要であり、そのためには管理職のリーダーシップのもと、特別支援教育学校コーディネーターが核となり、学校が組織として取り組む必要がある。また、ユニバーサルデザインによる授業の定着には、担任が取組によって児童生徒の変化を実感し、実践を継続することが必要である。

2 校種間における「引き継ぎシート」等を活用した指導・支援の引き継ぎの充実

①引き継ぎシートは、その目的や内容が保護者に周知されていないことや、児童生徒の実態や支援に関して保護者との情報共有ができていないことなどにより、作成の同意が得られないことがある。

※(参考)H27保護者アンケート結果 「引き継ぎシート」を作成したくない理由

子どもには必要ないと感じている	子どもの実態を文書で知らせることに不安がある	どのように活用されるかが分からない	その他
329	169	360	142

3 特別支援教育学校コーディネーターを核とした校内支援体制の充実

①校内支援体制や引き継ぎシートに関して学校間での情報共有や地域で相談できる機会が不足している。
②校内支援体制の充実を図るために具体的な手法(校内委員会の立ち方、関係機関との連携の仕方、保護者への情報発信など)について、特別支援教育学校コーディネーターの理解・実践がまだ十分でない。

今後の取り組み

1 ユニバーサルデザインに基づく授業づくりの推進

①学校経営計画に特別支援教育やユニバーサルデザインによる授業づくりを位置付け、取組を具体化できるよう、管理職や特別支援教育学校コーディネーターに対して、指導主事や学校経営アドバイザー、学校間連携コーディネーターによる訪問指導・助言を行う。
指定校等におけるこれまでの取組をまとめたパッケージの配布、シンポジウムの開催を通じて広く普及・啓発を図る。

2 校種間における「引き継ぎシート」を活用した指導・支援の引き継ぎの充実

①引き継ぎシートに対する保護者の理解促進を図るために、年長児、小学6年、中学3年の児童生徒の保護者にリーフレットを配布する(12月予定)。
校内で引き継ぎ対象の児童生徒を明らかにし、支援を具体化することや、保護者との情報共有などを計画的に実施できるよう、学校間連携コーディネーターによる指導・助言を行う。
・2月末に、指定校区等における取組をまとめたパッケージを各学校等に配布
・市町村教育委員会と連携し、1~3月に引き継ぎシートの作成状況を把握

3 特別支援教育学校コーディネーターを核とした校内支援体制の充実

①引き続き、特別支援教育学校コーディネーター研修を実施することで、中学校区単位での情報共有・協議の機会を設ける。また、指定校区の市町村以外でも市町村推進連絡協議会の実施を促すことなど、市町村が主体となって学校間の情報共有を図る体制づくりに取り組む。

②特別支援教育学校コーディネーター研修では、実践事例や具体的な手法に関する内容を多く取り入れることで、コーディネーターのスキルアップを図る。

【第2期教育振興基本計画における指標の状況】

平成28年度の調査結果はH29.2月に速報値予定

	H27	H28	H31目標数値
「個別の指導計画」を作成している学校の割合(公立小・中学校)	(高知県) (全国平均) ・小:91.7% ・小:81.8% ・中:73.8% ・中:65.8%	(高知県) (全国平均) ・小: % ・小: % ・中: % ・中: %	小学校 100% 中学校 100%
発達障害の診断・判断のある児童生徒について「引き継ぎシート」を活用した引き継ぎを実施した学校の割合	・小→中:28.6%・中→高:15.9%	・小→中: % ・中→高: %	小→中:100% 中→高:100%
ユニバーサルデザインの視点を大切にした研究授業の実施率	・小:48.5%・中:44.4%	・小: % ・中: %	小学校 100% 中学校 100%

教育等の振興に関する施策の大綱の主な施策の進捗状況等



教育等の振興に関する施策の大綱の主な施策の進捗状況等

【基本方向 1】 チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する

<小・中学校>「知」の課題・対策

<小・中学校>2-(2) 教員の教科指導力を向上させる仕組みの構築①

<高等学校・特別支援学校>2-(2) 多様な学力・進路希望に対応した組織的な指導の充実

【概要・目的】 若年教員の資質・指導力の向上

・教員の大量採用に対応し、若年教員の資質・指導力向上を図るため、若年教員個々の課題に応じたよりきめ細かな指導及び効果的な配置校研修実施への支援（校内指導体制の構築及び学習指導方法の改善）の充実を図る。

平成 28 年度の当初計画 (P)

平成 28 年度 これまでの取り組み状況 (D)

課題と今後の取り組み (C, A)

1. 若年教員育成プログラムの実施

若年教員の実践的指導力及びセルフマネジメント力を育成するために、臨時の任用教員から4年経験者までの研修を体系化し、若年教員育成プログラムとして実施する。また、急増する若手教員の指導力の向上のために、指導の手引書をまとめた教員必携を配付し、その活用を推進する。

- (1) 臨時の任用教員研修 3 日
- (2) 初任者研修 18 日（チーム協働研修2日）
- (3) 2年経験者研修 7 日（チーム協働研修1日）
- (4) 3年経験者研修 4 日（チーム協働研修1日）
- (5) 4年経験者研修 3 日
- (6) チーム協働研修 2 日

2. Off-JT と関連付けた OJT の充実について

教職員の大量退職・大量採用時代の中、初任者をはじめとする若年教員の育成のために、OJT と Off-JT がより効果的に関連し互いに補完し合うプログラムの開発や、人材育成の明確な視点を取り入れた校内指導体制を構築する。また、教育センターと教育事務所が連携して授業改善指導を徹底することで、全小・中学校で授業スタンダードに基づく授業づくりを推進する。

- (1) OJT と Off-JT の有機的な関連を図る研修システムの構築
 - ・「高知県の教員スタンダード」に基づく研修体系
 - ・「OJT プログラム」の活用
 - ・「OJT ハンドブック」、「高知県授業づくり Basic ガイドブック」の活用
- (2) 若年教員の育成に係る汎用性のある取組の提案
 - ・校内指導体制の構築
 - ・教育センター等研修との関連を図った OJT の推進

※総合的な教師力向上のための調査研究事業(文部科学省委託事業)
「メンター制等による研修実施の調査研究」

1. 若年教員育成プログラムの実施

- ・若年教員の指導力の向上を図るために、指導の手引書等を「若年教員必携ファイル」としてまとめ、全初任者に配付したこと、初任者一人一人が授業改善等に取り組むための手引書として活用ができる。
- ・「高知県の教員スタンダード」に基づいた研修の実施により、若年教員が身に付けるべき力を意識しながら研修に取り組むとともに、管理職等も「高知県の教員スタンダード」を意識した若年教員の育成を図るようになってきている。
- ・「高知県授業づくり Basic ガイドブック」に基づいた授業づくりが進んでいる。

(1) 臨時の任用教員研修 3 日

- ・受講者: 338 名
- ・3日実施(10月末時点)

(2) 初任者研修 18 日（チーム協働研修2日）

- ・受講者: 187 名 (小 70、中 55、高 35、特 27、教科研修のみ高知市立中 20 名が参加)
- ・15 日実施(10月末時点)

(3) 2年経験者研修 7 日（チーム協働研修1日）

- ・受講者: 137 名 (小 53、中 30、高 29、特 25)
- ・4 日実施(10月末時点)

(4) 3年経験者研修 4 日（チーム協働研修1日）

- ・受講者: 101 名 (小 33、中 23、高 28、特 17)
- ・3 日実施(10月末時点)

(5) 4年経験者研修 3 日

- ・受講者: 90 名 (小 29、中 20、高 22、特 19)
- ・1 日実施(10月末時点)

2. Off-JT と関連付けた OJT の充実について

- ・教育事務所との連携により、「高知県授業づくり Basic ガイドブック」の活用について校長会等のさまざまな機会に周知を図ることができた。その結果、多くの学校で活用が進み、若年教員の授業力向上に生かされている。

(1) OJT と Off-JT の有機的な関連を図る研修システムの構築

- ・「OJT ハンドブック」、「高知県授業づくり Basic ガイドブック」の活用
- 指導事務担当者会、地区別校長会等を通じて周知・啓発

(参考) 「高知県授業づくり Basic ガイドブック」の活用率

	授業前	授業後	自主活用
小学校	96%	79%	98%
中学校	64%	67%	80%
小中平均	80%	73%	89%

指導事務が訪問した「公認授業」の実施件数及び日本的一般生徒が活用していると考えた割合

初任者「公認授業」の実施件数より
公認授業実施時期: H27年5月29日～9月末

(6) チーム協働研修 2 日

- ・受講者: 延べ 717 名
- ・2 日実施(8月末時点)

若年教員授業訪問回数 (指導主事・アドバイザー等)

	初任	2年	3年	4年
H28	小学校	70	52	29
	中学校	55	30	20
	高等学校	35	29	27
	特別支援学校	27	23	19
H29	小学校	75	72	35
	中学校	60	38	28
	高等学校	35	38	34
	特別支援学校	30	30	20

<若年教員アドバイザーの業務>

- ・授業訪問(初任者・2年次)における指導助言
- ・センター等研修
- ・教科・グループ別協議における指導・助言、全体会講義演習、研修運営、等
- ・事務所研修参加
- ・若年教員研修に関わる資料作成補助

課題

1. 若年教員育成プログラムの実施

- ① 年度途中で採用になる臨時の任用教員もあり、全ての者に適時に必要な研修を行っていない場合がある。
- ② 教科の専門性や指導スキルが未熟であり、児童生徒の興味・関心を高める魅力的な授業を創ることができていない教員がいる。

2. Off-JT と関連付けた OJT の充実について

- ① 「OJT プログラム」の実施により、初任者配置校での OJT が充実してきた。研修で学んだことをいかに配置校における OJT に効果的につなげていくかが課題となっている。

今後の取り組み

採用前の研修、若年教員、臨時の任用教員に対する研修、OJT を大幅に強化する。

1. 若年教員育成プログラムの実施

- ① 臨時の任用教員、時間講師に対する研修について、メディア教材を活用するなどして、全ての者が受講できるようにする。

・ステージ I

2回実施(4月、8月を予定)

- 4月(予定)は、過去に臨時の任用教員研修を受講していないすべての臨時の任用教員(4月1日現在)を対象。8月は、第1回の受講者で、1年間の臨時の任用教員を対象

・ステージ II

1回実施(8月を予定)

ステージ I(第1回、第2回)を受講した臨時の任用教員を対象

- ・年度途中から臨時の任用教員及び時間講師に任用になった者は、ステージ I(第1・2回)の映像媒体を活用し、所属校にて研修を実施

- ② 採用前候補者名簿登載者に対する研修を平成 28 年度より新たに先行的に実施し、次年度以降も継続的に行う。

・採用前研修(集合研修)

3月に実施

高知県の教育、今日的な教育課題、社会人としての心構え、児童生徒理解、先輩に学ぶ、授業づくりなどについての講義・演習、等

・課題・レポート作成

名簿登載された思い、教育に対する使命・情熱・決意

- 2、3、4年後に目指す自分の姿、高知県の教育の現状と課題を踏まえ、採用後、どのように取り組むか

・採用前の自己研修

初任者研修で活用する教材、インターネット配信による視聴、教科研究センターの活用、教科研究センター講座

- ③ 若年教員の配置校研修が効果的に行われるよう、本人や学校の指導体制について指導・助言に当たる「若年教員育成アドバイザー」を拡充する。

2. Off-JT と関連付けた OJT の充実について

- ① 若年教員を OJT で効果的に育てるための人事異動の在り方を人事異動方針の中で明確にし、運用する。

- ② 若年教員の配置校研修が効果的に行われるよう、本人や学校の指導体制について指導・助言に当たる「若年教員育成アドバイザー」を拡充する。

【第 2 期教育振興基本計画における指標の状況】

	H27	H28	H31 目標数値
授業の内容がよく分かると回答した児童生徒の割合(「当てはまる」と回答した割合)	(国語) (算数・数学) ・小: 38.5% ・小: 49.4% ・中: 23.8% ・中: 31.6%	(国語) (算数・数学) ・小: 37.3% ・小: 49.5% ・中: 27.2% ・中: 32.4%	(国語) (算数・数学) ・小: 60%以上 ・小: 60%以上 ・中: 50%以上 ・中: 50%以上

教育等の振興に関する施策の大綱の主な施策の進捗状況等

【基本方向1】 チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する

<小・中学校>「知」の課題・対策

対策2-(2) 教員の教科指導力を向上させる仕組みの構築②

【概要・目的】

- ・次期学習指導要領の改訂のポイントとなっている探究的な授業の確立に向けて、研究指定校における探究的な学習の研究・実践を進め、その成果を県内に普及する。

平成28年度の当初計画 (P)

○探究的な授業づくりのための教育課程研究校

I 目的

総合的な学習の時間や各教科において、児童生徒が主体的・協働的に学ぶ探究的な授業づくりに意欲的に取り組む小・中学校を指定し、その取組を普及して、次期学習指導要領を見据えた教育活動の充実を図るとともに児童生徒の思考力・判断力・表現力・情報活用能力、問題解決能力等を包括する学力を育む。

II 指定事業

- ①「ICTを活用した探究的な授業の研究」《H27～H29》
 - ・指定校: 中学校 6 校
- ②「図書資料や新聞を活用した探究的な授業の研究」《H28・29》
 - ・指定校: ①重点校 6 校(中学校 2 校・小学校 4 校)
 - ②推進校 13 校(中学校 5 校・小学校 8 校)

1 研究の実施

- (1) 指定校における研究
 - ・研究主題、研究仮説、研究内容・方法、検証方法、成果普及の方法、年間研究計画、県外先進校視察、等
- (2) 指導主事の訪問
 - ・指定校を訪問し、授業や研究内容について指導・助言(月 1 回程度)
- (3) 推進教諭対象研修の実施
 - ・総合的な学習の時間のカリキュラム検討会の開催(5月・12月)
 - ・図書資料活用カリキュラム検討会の開催(6月・7月・8月・12月)
- (4) 連絡協議会の開催
 - ・指定事業ごとに開催(8月)

2 研究成果の発信・普及

- (1) 授業公開・研究発表会の実施
 - ・ICT活用型: 年 10 回(9教科及び総合的な学習の時間) 参加者 1,000 人予定
 - ・図書活用型: 重点校…年3回以上
推進校…年1回以上
- (2) 研究成果報告会の実施(年度末 1 回)
 - ・ICT 活用型: 2 月
 - ・図書活用型: 2 月(重点校のみ)

3 評価委員による指導・助言

- (1) 評価委員委嘱
 - ・大学教授、元校長、事務局で構成した評価委員会を指定事業ごとに設置
- (2) 評価委員による学校訪問指導
 - ・ICT 活用型: 年 1 回
 - ・図書活用型: 年 1 回(重点校のみ)

<学習指導要領改訂スケジュールと指定校の研究期間>

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
国別	小	改訂作業	答申・改訂	周知	先行実施	全般実施	
ICT活用校	研究(3年間指定)				先行実施	全般実施	
図書活用校	研究(2年間指定)				成果普及		

平成28年度 これまでの取り組み状況 (D)

H28年10月末 現在

○探究的な授業づくりのための教育課程研究校

1 研究の実施

- 昨年度から研究を行っているICT活用型の指定校では、各教科及び総合的な学習の時間において、アクティブラーニングの視点(主体的・対話的で深い学び)での授業改善が進んでおり、学力面でも成果が見られる。
- (1) 指定校における研究
 - ・ICT活用型: 平均21回(ICT活用の学習会、教科会、指導案検討等)
 - ・図書活用型: ①平均18回 ②平均8回(新聞や図書活用の学習会、指導案検討等)
 - (2) 指導主事の訪問(進捗の聞き取り、授業や研究内容について指導・助言)
 - ・ICT活用型: 126回
 - ・図書活用型: ①68回 ②57回
 - (3) 推進教諭対象研修の実施
 - ・総合的な学習の時間のカリキュラム検討会: 5/20…講話・演習(年間計画の見直し)
 - ・図書資料活用カリキュラム検討会: 6/21…事業説明・講話・演習(年間計画の見直し)
7/27…先進校事例の視聴・演習(年間計画の作成)
 - 8/25…演習(カリキュラム・マネジメント)
 - (4) 連絡協議会の開催
 - ・ICT活用型: 8/24日(127名参加) 内容…パネルディスカッション、実践交流等
 - ・図書活用型: 8/18日(86名参加) 内容…講話、実践交流等

2 研究成果の発信・普及

- 全指定校が複数回の授業公開を実施し、研究成果を発信している。
- (1) 授業公開・研究発表会の実施
 - ・ICT活用型: 27回(のべ824名参加)
 - ・図書活用型: ①9回 ②18回(のべ795名参加)

3 評価委員による指導・助言

- 評価委員からの指導・助言をもとに、明確な視点をもって授業改善を行うことができている。
- (1) 評価委員委嘱
 - ・ICT活用型: 4名(鳴門教育大学教授、香美市教育長、高知学園短大教授、事務局)
 - ・図書活用型: 5名(高知大学教授、教育事務所アドバイザー、県教育センターアドバイザー、県教育文化祭事務局長、事務局)
 - (2) 評価委員による指導・助言(各校年間2回): 学校訪問(9～11月)と成果報告会(2月)
 - ・ICT活用型: 2校 評価結果 平均 4.0(5点満点)
 - ・図書活用型: 4校 評価結果 平均 3.7(5点満点)

※評価の観点: 組織運営、授業等の状況、家庭・地域との連携、市町村教育委員会による取組

課題と今後の取り組み (C, A)

○探究的な授業づくりのための教育課程研究校

課題

1 研究の実施

- ① 探究的な授業のあり方
 - ・まだ教師主導型の学習が行われていたり、学校図書館での調べ学習に留まった授業であったり、あるいは、グループ活動を取り入れただけの深い学びに至らない学習が行われている学校がある。

2 研究成果の発信・普及

- ① 指定校の研究の広がり
 - ・次期学習指導要領の改訂について意識の高い学校からは、指定校の授業公開や研究発表会への参加があるが、まだ半分の学校においては、探究的な授業(アクティブラーニングの視点で改善された授業)についての学習が進んでいない。

今後の取り組み

1 研究の実施

- ① 探究的な授業のあり方
 - ・総合的な学習の時間を主とした探究的な学習のあり方については、指導主事訪問を強化とともに、県外の先進校で学ぶ機会を設けたり、先進校の取組をDVD等で視聴させたりして、探究的な授業についての具体的なイメージがもてるようになる。その上で、各校が自校の実態に応じた探究的な授業の実践を進めるようにリードする。

2 研究成果の発信・普及

- ① 指定校の研究の広がり
 - ・市町村教育委員会の教育長会や指導事務担当者会等を通じて働きかけ、指定校の公開授業に多くの学校が参加できるようにする。
 - ・次年度は、新学習指導要領の趣旨の周知の年度となっており、指定校の公開授業研究を近隣の学校の教員が参観できるような仕組みを作るように検討する。

【第2期教育振興基本計画における指標の状況】

	H27	H28	H31目標数値
総合的な学習の時間において、課題の設定からまとめ・表現に至る探究の過程を意識した指導を行っている学校の割合(「よく行っている」と回答した学校の割合)	(高知県) 17.1% ・小: 17.1% ・中: 20.2%	(全国平均) 24.0% ・小: 24.0% ・中: 27.1%	(高知県) 17.3% ・小: 25.4% ・中: 21.1%

教育等の振興に関する施策の大綱の主な施策の進捗状況等

【基本方向 1】 チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する

<小・中学校>「徳」の課題・対策

対策 3-(1) 規範意識や自尊感情を育む組織的な取組の推進

【概要・目的】

- 暴力行為や不登校等の生徒指導上の諸問題の改善に向けて、児童生徒が本来持っている力や良さを引き出す生徒指導等の取組をチーム学校として組織的に推進することにより、児童生徒の規範意識の向上や自尊感情の醸成を図り、生徒指導上の諸問題の予防に努める。

平成 28 年度の当初計画 (P)

○「高知夢いっぱいプロジェクト推進事業」 1 組織的な生徒指導推進体制の確立

- (1) 研究推進の組織化
 - 定期的な推進会議、研究推進部会を実施する。(各指定校及び指定校区月1回程度)
 - 事業展開計画及び取組重点目標を作成し、実施する。
- (2) 統括アドバイザー訪問研修の実施
 - (各指定校年間2回、各指定校区年間1回)
 - 事業の展開方法や学校の組織化等、取組推進に対する指導助言を行う。(4月～5月)
 - RPDCAサイクルに基づく学校改善を進めるためのアンケート分析を含めた指導助言を行う。(8～10月)
- (3) 推進リーダーの配置
 - (各指定校1名、各指定校区2名)
 - 事業推進の進捗管理
 - アンケート分析を基にしたPDCAサイクルに基づく取組の推進
- (4) 推進リーダー会議及び学校支援会議の実施
 - (リーダー会議4回、学校支援会議2回)
 - 実践発表や意見交換を通して、リーダーの実践的指導力の向上及び指定校の成果普及を図る。
- (5) 指導主事による訪問指導
 - (各指定校に月1回以上)

2 学校の安定化・活性化を図るために開発的・予防的な生徒指導の取組の実施

- 児童生徒支援アドバイザー訪問による支援会の実施
 - (各指定校年間6回、各指定校区年間9回)
 - 不登校児童生徒等への専門家の見立てに基づいた支援計画の作成、支援方法等に関する指導助言
- 児童生徒の自尊感情を高めるための取組の推進
 - 児童生徒の頑張りを認める声掛け(ボイスシャワー)の徹底
 - 生徒指導の三機能を生かした授業づくり
- 児童生徒の主体的な力を活用した取組の推進
 - 児童会生徒会を中心とした自治の力を伸ばす活動の実施
 - 異学年交流活動の充実

3 成果普及

- 公開授業研修会の実施(2中学校、2中学校区)
- 生徒指導主事・担当者会において取組の普及(5月、10月)
- 新任教頭研修において取組紹介
- 指定校実践紹介リーフレット作成

平成 28 年度 これまでの取り組み状況 (D)

○「高知夢いっぱいプロジェクト推進事業」(中学校 5 校、5 中学校区を指定して推進) 1 組織的な生徒指導推進体制の確立

- 推進リーダーが学校経営に参画し、事業展開計画に基づき、各研究推進部会で取組を具体化し、効果のある取組を全教職員で行うため、企画立案から取組実施までの流れと教職員それぞれの役割と責任等が明確化されたことにより、組織で取り組む意識が向上したが、学校間や学級での取組の質に差がある。
- (1) 研究推進の組織化
 - 定期的な推進会議、研究推進部会を実施(各指定校及び指定校区6～7回程度)
 - 事業展開計画及び取組重点目標の作成及び実施:100% 内容:重点目標を意識した取組の実践
→「学校の重点目標を意識して日頃から実践している」の教職員の肯定的回答
2年目指定中学校5校平均 83.9(事業実施前より 9.3% 増)
- (2) 統括アドバイザー訪問研修の実施
 - 事業の展開方法や学校の組織化、RPDCAサイクルに基づく学校改善を進めるためのアンケート分析を含めた取組推進に対する指導助言(各指定中学校1回、3指定校区1回)
- (3) 推進リーダーの配置(各指定校1名、各指定校区2名)
 - アンケート分析を基にしたPDCAサイクルに基づく取組の推進
→「組織的な生徒指導の取組をPDCAサイクルで進めている」の教職員の肯定的回答
2年目指定中学校区平均 79.6(昨年度5月比較 32.5% 増)
- (4) 推進リーダー会議及び学校支援会議の実施(リーダー会議3回、学校支援会議1回)
 - 実践発表や意見交換、組織力・支援力向上のための協議
リーダー会議3回(4/15, 6/9, 8/26)、学校支援会議1回(6/9)
- (5) 指導主事による訪問指導
 - 各指定校に4～6回、各指定校区に15～17回

2 学校の安定化・活性化を図るために開発的・予防的な生徒指導の取組の実施

- 効果のある取組を、全校でまた、小中が連携して実施することで、自尊感情が高まり、指定校における新規不登校生徒数や暴力行為が減少してきているが、中1 の新規不登校生徒数が多く見られる傾向にある。

(1) 児童生徒支援アドバイザー訪問による支援会の実施

- 不登校児童生徒等への専門家の見立てに基づいた支援計画の作成、支援方法等に関する指導助言
(各指定中学校3～4回、各指定校区4～5回)

(2) 児童生徒の自尊感情を高めるための取組の推進

- 児童生徒の頑張りを認める声掛け(ボイスシャワー)の徹底及びポートフォリオを活用した二者面談の実施
(10指定中学校6月実施、10月～11月実施予定)
- 生徒指導の三機能を生かした授業研究:5中学校区実施 各中学校区2～3回

(3) 児童生徒の主体的な力を活用した取組の推進

- 児童会生徒会主体の集会活動、コンクール活動の実施(各指定校1～2回)
・あいさつ、はきもの、聴く姿勢等の校区による行動連携の実施(5中学校区)

3 成果普及

- 公開授業研修会の実施
 - 野市中学校(11/15)、潮江中学校(11/18)、朝ヶ丘中学校区(11/30)、旭中学校区(2/7)の実施予定
- 生徒指導主事・担当者会において、指定校の取組発表及び小中連携や特別支援教育への理解を深める研修会の実施
 - 小学校担当者会(5/20, 27 参加者数 233 名)、中学校生徒指導主事会(5/24 参加者数 149 名)、高等学校・特別支援学校生徒指導主事会(5/26 参加者数 70 名)において、所管説明で取組紹介及び3中学校推進リーダーの実践発表の実施
 - 小中学校地区別生徒指導担当者・生徒指導主事会(10/27 東部、10/28 中部、10/31 西部 参加者数 280 名)、高等学校地区別生徒指導主事会(10/18, 10/20, 10/21, 10/26 参加者数 62 名)
 - 小中合同の地区別の生徒指導主事・担当者会において、校区でグループ協議を行い、児童生徒の情報共有や引継ぎの方針、規律学習のルールを統一することなど小中連携の具体的な取組を協議
- 新任教頭研修において取組紹介
 - 生徒指導の意義、開発的な生徒指導の推進、指定校の取組紹介等講話(教頭研修ステージ I - 5 9/13 参加者数 46 名)

課題と今後の取り組み (C, A)

課題

1 組織的な生徒指導推進体制の確立

- ① 小学校における生徒指導体制の充実
 - 小学校では、取組の実施方法や児童支援等、学級担任に任されることが多いが、学年や学校で統一した取組や指導方法を行なう経験が少ないことから、取組の進捗状況や成果に差が見られる。

② 組織的な学級経営

- 経験年数の浅い教員の割合が多い学校もあり、児童生徒理解や信頼関係を構築するための力量の向上を必要とすることから、学級での取組の質が高まりにくいことが見られる。
- 小学校において、児童の特性や個々にあった指導の仕方を十分理解していないために、適切な指導がなされず、児童の暴力行為が多く発生したり、学級経営に苦戦している状態が見られる学校がある。

2 学校の安定化・活性化を図るために開発的・予防的な生徒指導の取組の実施

① 組織的な支援の充実

- 定期的に児童生徒の支援会を行い、アドバイザーによる見立てを行っているが、そこで確認した問題行動等を起こした児童生徒への支援方法が組織的になされていないことや、指定校の訪問日以外の支援会に、配置されているスクールカウンセラーを活用できていない学校がある。

② 児童生徒の主体的な力を活用した取組

- 教員主導の取組が多く、取組の内容や方法を話し合う活動や主体的な活動にまで発展させることができないことがある。

③ 分かる楽しい授業の充実

- 一方的な教授形式の授業の多さや指示が多く、子ども主体の活動が授業の中に位置付けられることが少ない。

今後の取り組み

1 組織的な生徒指導推進体制の確立

- ① 小学校における生徒指導体制の充実
 - 小学校への支援訪問の内容において組織づくりを強化し、学校内の問題を共有することを徹底するとともに、取組の趣旨及び実施上の留意事項について手順や子どもへの関わり方を文書にするなど、教職員への周知徹底を図る。

② 組織的な学級経営

- 年度当初の児童生徒理解や信頼関係を構築するための生徒指導の研修の実施や指導主事等が定期的な研修を行うなどにより、校内のOJT体制を確立し、学級経営、学年経営の充実を図る。
- 生徒指導担当者会において研修を受けた生徒指導担当者が、自校で伝達研修を行い教職員に周知することにより、困難な事案にも組織で対応できる力をつける。

2 学校の安定化・活性化を図るために開発的・予防的な生徒指導の取組の実施

① 組織的な支援の充実

- 小中合同による専門家を交えた児童生徒支援会を定期的に実施し、引継ぎシートをもとに確実に情報を共有し、支援方法をつなげる。

- 中学1年生の新規不登校生徒数の減少を目指した中学校区内の小中学校が協議し、規律や学習のルールを統一するなどの行動連携の取組を計画的に実行する。

② 児童生徒の主体的な力を活用した取組

- 自己有用感、自己存在感の向上を図るために、現在ある学校行事や体験活動を小・中学校での異学年交流活動として工夫改善できるよう具体的な指導を行う。

③ 分かる楽しい授業の充実

- 研究主任と連携し、授業の中で生徒指導の三機能を働かせることの研修の実施や、学級活動の中での話し合い活動を充実するための研究を推進する。

【第 2 期教育振興基本計画における指標の状況】

	H27	H28	H31 目標数値
子どもの自尊感情や自己肯定感を育む、開発的・予防的な生徒指導が行われている学校の割合(十分できていると回答した学校の割合)	・小:22.6% ・中:13.3%	小:16.6% 中:19.5%	・小:50%以上 ・中:50%以上

教育等の振興に関する施策の大綱の主な施策の進捗状況等

【基本方向 1】 チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する

<小・中学校>体の課題・対策

<高等・特別支援学校>体の課題・対策

対策 4-(1) 体育授業の改善

【概要・目的】

- 授業の質を高め合うことができる仕組みづくり、体力・運動能力の向上やスポーツへの興味・関心を高める取組をチーム学校として推進することにより、運動好きな児童生徒や個々に応じたスタイルでスポーツに関わることができる児童・生徒を育てる。

平成 28 年度の当初計画 (P)

1. 教材の効果的な活用

- (1) こうちの子ども体力向上支援委員会
 - 目的: 高知県の子どもの運動・スポーツ機会の充実に向けた事業の進捗状況の把握及び評価をするとともに、次年度に向けた協議を行う。
 - 会議: 3回／年
- (2) 小学校の体育における副読本の活用
 - ① 実践研究校における実践
 - 【実践協力校】
 - 安芸市立土居小学校 芸西村立芸西小学校
高知市立一宮東小学校 土佐市立高岡第二小学校
四万十市立中村南小学校 大月町立大月小学校
 - 副読本を活用した授業実践(～3月)
指導主事による実践研究校訪問(～2月)
実践協力校への外部指導者の派遣(各校10回)
実践協力校による公開授業
 - ② 副読本活用事業連絡協議会
3回／年
 - ③ 指導教材の作成・活用
 - ① 小学校: 体育授業実践資料集の作成・配布(3月)
② 中学校: 体力アップ75プログラムの活用促進

2. 日常的に授業の質を高め合う仕組みづくり(教科会や研修会の充実)

- (1) 授業改善に向けた教科会の充実
 - 体育主任会における周知(5月)
- (2) 研修の充実
 - 複数校による合同研修
 - 「武道等指導充実・資質向上支援事業」
武道・ダンス実技指導者派遣
「中学校体育連盟の地区別研修会」(～1月)
 - 先進的な取組の推進
 - 体力向上的先進的な取組を行う推進校を指定
 - (4) スポーツの理解促進(高等学校)
 - 学校におけるオリンピック・パラリンピックの理解促進に向けた推進校を指定

3. 体育・健康アドバイザーによる訪問指導

- 目的: 体力や健康の課題に対して、チーム学校として組織的に対応するため、専門的な知識と経験を有するアドバイザーを派遣し、学校長を中心とした計画的な課題解決への取組を支援する。
- 派遣対象校: 88 校
- 派遣回数: 各校2回／年

平成 28 年度 これまでの取り組み状況 (D)

1. 教材の効果的な活用

- 小学校における体育の副読本の活用については、昨年度から継続する6校での実践において、効果的な取組の検証が進められている。

- (1) こうちの子ども体力向上支援委員会 第1回: 7月
(2) 小学校の体育における副読本の活用

① 実践研究校(6校)における実践

- 副読本を活用した授業実践開始(4月～)
指導主事による実践研究校訪問(東部31回、中部・高知市7回、西部29回)
実践協力校への外部指導者の派遣(5名)
実践協力校による公開授業(12月～1月で実施予定)

② 副読本活用事業連絡協議会

- 第1回(6月) 第2回(8月)

③ 指導教材の作成・活用

- ① 体力アップ75プログラムの再発行・配布(3月)
② 小・中学校: 体力アップ75プログラムの活用促進
 - 体育・健康アドバイザーが体力に課題がある学校への訪問指導時にプログラムを紹介し、体育授業や部活動での活用を促す。
54校(東部17校、中部25校、西部12校)

2. 日常的に授業の質を高め合う仕組みづくり(教科会や研修会の充実)

- 体育主任会や研修会を通じて、適切な評価規準や評価方法の設定、教科会や研修会の充実について、教員の理解が深まっている。

(1) 授業改善に向けた教科会の充実

- 体育主任会における周知(5月)
 - 小学校・中学校・特別支援学校の体育主任に対して適切な評価規準・評価方法の設定について周知。

(2) 研修の充実

- 複数校による合同研修
 - 「武道等指導充実・資質向上支援事業」 高知地区ダンス研修会(9月: 9名)

3. 体育・健康アドバイザーによる訪問指導

- 昨年度から継続して配置しているアドバイザーが、各学校の実情に寄り添いながら、体力・健康課題に対する具体的な対策等について指導・助言することができている。

・アドバイザー派遣(第Ⅰ期)

課題	小学校(34校)			中学校(54校)		
	東部	中部	西部	東部	中部	西部
体力	4	9	1	8	15	7
健康	7	7	1	2	1	2
体力・健康	0	2	3	7	9	3
合計	11	18	5	17	25	12

* 体力に課題がある学校

小学校:H26,H27 の2年連続で体力合計点が県の平均以下

中学校:H27 の体力合計点が全国平均以下

* 健康に課題がある学校

H27 肥満度(高度・中度)が県平均以上

・関係者合同会議(4月、7月)

課題と今後の取り組み (C, A)

課題

1. 教材の効果的な活用

- (1) こうちの子ども体力向上支援委員会
 - 子どもの体力向上対策を検討する中で、幼児から高校生までについて協議しているが、対象の年代の幅が広すぎて深い議論に至らない。
- (2) 小学校の体育における副読本の活用
 - 実践研究校以外での副読本の活用状況が十分に把握できていない。
- (3) 指導教材の作成・活用
 - 小学生は、次期学習指導要領の改訂を踏まえた教材の作成・活用を進める必要がある。
 - 中学校において、既存の「体力アップ75プログラム」の活用を促進させるためには、学校への周知だけでは不十分。

2. 日常的に授業の質を高め合う仕組みづくり(教科会や研修会の充実)

- (1) 授業改善に向けた教科会の充実
 - 教科会の充実については理解されているが、日常的に体育授業の質を高めるための仕組みづくりを全学校に浸透させるためには体育主任会での周知だけでは不十分。
- (2) 研修の充実
 - 効果を高める研修会の実践については理解されているが、複数校が連携した研修会の実践や、効果的な校内研修の実践を全学校に浸透させるためには、体育主任会での周知だけでは不十分。

3. 体育・健康アドバイザーによる訪問指導

- 課題のある学校で組織的な対策が確実に進められ、課題解決につなげるには、引き続き学校の実情に沿った丁寧な指導・助言が不可欠。

今後の取り組み

1. 教材の効果的な活用

- (1) こうちの子ども体力向上支援委員会
 - より深い協議を行うため、委員会内に「体育授業・部活動部会」、「就学前運動遊び部会」、「健康教育部会」を設置する。

- (2) 小学校の体育における副読本の活用

- 体育・健康アドバイザーによる第Ⅱ期の学校訪問時に、副読本の活用状況を確認し、課題や成果を把握する。

- (3) 指導教材の作成・活用

- 次期学習指導要領を踏まえた小学校体育授業資料集を作成する。
- 中学校は、体育授業改善を重点的に取り組む推進校で教材の効果的な活用を実践し、その成果を普及する。

2. 日常的に授業の質を高め合う仕組みづくり(教科会や研修会の充実)

- 小・中・高等学校において、体育授業の質的改善に向けた教材の活用、教科会や研修会の充実について推進校を指定して重点的な取組を実施し、その成果を普及する。

3. 体育・健康アドバイザーによる訪問指導

- 課題の解決に至らなかった学校については、その原因や次年度の対策を十分に分析するとともに、具体的な対応策を検討する。

【各指標の現状(H27年度)】

指標項目	小学校		中学校		高等学校	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
① 1週間の総運動時間が60分未満の生徒の割合	7.4%	(6.6%)	13.9%	(13.0%)	10.2%	(7.1%)
② 体育・保健体育の授業が楽しいと思う児童生徒の割合	93.5%	(91.0%)	90.9%	(88.2%)	88.6%	(82.5%)
③ 全国体力調査の合計点	50.1点	(50点)	50.4点	(50点)	49.8点	(50点)
④ 肥満傾向児の出現率	11.7%	(9.7%)	8.1%	(7.4%)	9.1%	(7.5%)
	9.6%		9.6%		—	

()は全国平均

【第 2 期教育振興基本計画における指標の状況】

	H27	H28	H31 目標数値
① 1週間の総運動時間が60分未満の生徒の割合が平成27年度比較して減少した学校の割合			
② 体育・保健体育の授業が楽しいと思う児童生徒の割合が平成27年度と比較して増加している学校の割合			
③ 全国体力調査の合計点が全国の平均を上回る学校の割合(小・中学校)			
④ 肥満傾向児の出現率が平成27年度と比較して減少した学校の割合(小・中学校)			
	※H27 年度を基準として H28 年度以降の数値の増減を指標とするため H27 は数値なし	—	① 小・中とも 80% 以上 ② 小・中・高とも 80% 以上 ③ 小: 70% 以上 中: 60% 以上 ④ 小・中とも 80% 以上

教育等の振興に関する施策の大綱の主要な施策の進捗状況等

【基本方向1】 チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する

<高等・特支>「知」の課題・対策

対策2- (1) 義務教育段階の学力の定着に向けた組織的な取組の充実

【概要・目的】

- 義務教育段階での学習内容が十分に定着しないまま入学し、高校1年生で学ぶ基礎的な科目的学習内容が理解できずに進級している生徒が一定数いるという課題を踏まえ、生徒の学力状況に応じたきめ細かな指導を通じて学力の向上を図るよう、カリキュラムの見直しや効果的な教材の活用を推進するとともに、学校全体でチーム学校として組織的に取り組む体制を構築する。

平成28年度の当初計画 (P)

- 学力向上に向けた教員の指導力の向上及び学校の学習指導体制の充実
 - 学力定着把握検査の実施
2回(4月、9月)
 - 各校における検査結果の分析及び学力向上プランの作成
2回(5月、10月)
 - 指導主事、管理主事による各教科への指導方法の助言等のためのすべての学校への訪問
2回(6月、11月)
 - 研究協議会における県全体の情報共有
2回(7月、1月)
 - 学習支援員の配置
特に義務教育段階の学力定着に課題のある公立高校32校
※全37校中5校は、大学等への進学に重点を置いており、各教科の教員数をしっかりと確保し、習熟度別授業などを活用して学力向上対策を実施
 - 習熟度別授業等の実施(全36校)

2. 高等学校つなぎ教材の配付・活用

- 高等学校つなぎ教材の配付
義務教育段階の学習内容に立ち返りながら学習できる教材(数学)及び学習内容と実社会とのつながりを踏まえて学習できる教材(国語・英語)を配付、活用
- 学び直しのための科目

平成28年度 これまでの取り組み状況 (D)

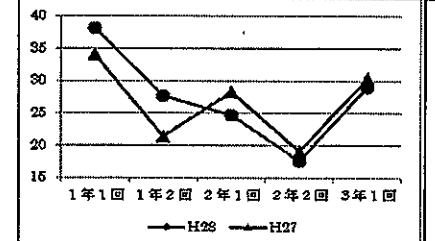
1. 学力向上に向けた教員の指導力の向上及び学校の学習指導体制の充実

義務教育段階の学力に課題のあるD3層が、2年生進級時に増加する傾向が今まであったが、習熟度別授業や学習支援員の配置などを通じて、2年生2回目までは減少し続け半減することができた。しかし、3年生進級時に大きく増加する傾向は改善できていない。中でも、数学においてはその傾向が顕著である。

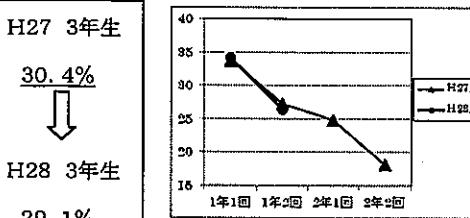
(1) 学力定着把握検査の実施

- 1回目:4月に全県立高校全日制及び昼間部の全学年で実施(英数国)
<D3層の割合の推移>

(基礎力診断テスト ●H28の3年生 ▲H27の3年生



H28 1, 2 年生の D3 層の推移



※2回目 1年生:26.4%、2年生:18.2%

*基礎力診断テスト:進学に重点を置く安芸、追手前、小津、南、西、中村を除く30校で実施

(2) 学力向上に向けての指導改善

- 各校において検査結果の分析を踏まえた学力向上プランの作成、実施(5月に全校で作成し実施中)
- 学力定着把握検査後の学力分析会(1回目:5月に全校で実施済み)
- 教科会や、定期考査・課題テスト実施後に行う学力向上のための委員会(年間を通じて全校で実施)
学力定着の状況を確認するとともに、指導方法の改善や組織的な取組に向けた今後の対策等を協議
- 指導主事、管理主事による各教科への指導方法の助言等のための学校訪問(1回目:6月に全校を訪問済み)
- 研究協議会を実施し県全体の情報を共有(1回目:7月に実施済み)
- 学習支援員の配置
 - 32校 延べ105名
進学に重点を置く5校(南を除く)以外の32校(市立1校を含む)全校に配置
 - 活用時間 5,018時間(予算上の時間数5,310時間)(活用率 94.5%)

<学習支援員の内訳>

教員免許あり		教員免許なし	
77名(73.3%)		28名(26.7%)	
免許科目担当	免許科目外担当	大学生/大学院生	一般
52名	25名	20名	8名

(4) 習熟度別授業等の実施

- 全校(36校)で習熟度別少人数指導を実施

<1年次の習熟度別授業の実施状況>

数学	英語	国語
33校	31校	17校

2. 高等学校つなぎ教材の配付・活用

進学に重点を置く5校を除く31校に配付し、すべてで活用している。特に、定時制高校においては、義務教育段階の学力の定着等のために積極的に活用している。全日制では、まだ活用に差があり、計画的な活用ができていない学校もみられる。

(1) 高等学校つなぎ教材の配付・活用(配付校数 全日制・昼間部31校 定時(夜)12校)

- 授業で活用 全日制・昼間部 30校(1校が11月から活用)、定時制 12校(うち、学び直しのための学校設定科目の中でテキストとして活用 全日制・昼間部 2校)
- 補習で活用 全日制・昼間部 15校
- 家庭学習、自主学習で活用 全日制・昼間部 28校 定時制 2校

(2) 学び直しのための科目

- 学び直し等のための学校設定科目の設置 5校 計12講座(数6、英4、国2)
- D3の割合が高いなど学び直しの学校設定科目の設置が必要となる学校は現在7校あり、うち5校で設置。1校はH29から設置し、1校は少人数指導で対応

課題と今後の取り組み (C, A)

課題

1. 学力向上に向けた教員の指導力の向上及び学校の学習指導体制の充実

- 学力定着把握検査の実施
 - 数学については、義務教育の内容は一定定着しているものの、数学Iの範囲の学力定着に課題がある。
- 学力向上に向けての指導改善
 - 生徒の学力状況を把握し、指導改善を図ることを目的とした分析会や教科会等の取組は進んできたが、個々の生徒のつまずきの原因等の分析が十分ではなく、効果的な取組ができていない学校がある。
- 学習支援員の配置
 - 教員免許を持たない支援員が指導を担当することも多く、高校の英数国を教科の専門の立場から指導することに課題がある。
 - 中山間地域の高等学校においては、地理的な条件もあって学習支援員の確保が難しい状況がある。

2. 高等学校つなぎ教材の配付・活用

- つなぎ教材については、定時制や小規模校を中心に効果的に活用されているが、中には個々の生徒の学力状況等の分析が十分にはできていないために、計画的な活用が進んでいない学校もある。

今後の取り組み

1. 学力向上に向けた教員の指導力の向上及び学校の学習指導体制の充実

- 学力定着把握検査の実施
 - 特に課題のある数学については、義務教育段階の学力は一定定着していることから、高校1年次に学習する数学Iについて、2、3年次で定着させるための補習やインターネット学習教材を使った取組を進める。
- 学力向上に向けての指導改善
 - 生徒の学力状況の分析と実態に即した学力向上プランの見直し、つなぎ教材やインターネット学習教材等のツールを効果的に組み合わせて活用する方法などについて、指導主事が学校を訪問し、教科主任等に対して指導していく。
 - 学力状況に改善の見られない学校10校の管理職に対して、次長又は課長が学校を訪問し、課題を再確認するとともに、組織的な取組に向けてのマネジメント等についての助言を行う。
- 学習支援員の配置
 - 学習支援員を活用した取組について、指導を始めるに当たっての具体的な指導計画や指導上のポイントについての十分な打ち合わせを行うことで、指導の充実を図る。
 - 指導の質をより向上させるために、教員免許を持った時間講師の有効な活用を進め、それぞれの教科を専門とする支援員を確保していく。
 - 高校を卒業後地元に残る生徒や大学等に進学する生徒に対して学習支援員制度について紹介するとともに、地元の卒業生や大学生等への働きかけをさらに行う。

2. 高等学校つなぎ教材の配付・活用

- 各校において、生徒の学力状況等を細かく分析し、個々の生徒に応じた教材の活用を進め。さらに、学力定着に係る様々なツールをしっかりとリンクさせるために、カリキュラムマネジメントを管理職がしっかりとできるよう研修を通して共通理解させる。
- 学び直し科目をH29から導入する城山、高岡において、授業等の中でのつなぎ教材の活用方法についての研究を深め、その実践事例を、学び直し科目を導入している学校で共有していく。

平成 28 年度の当初計画 (P)

3. インターネット学習教材の活用

個々の生徒の学力や希望進路に応じた自主学習・家庭学習の定着のためのインターネットツールを整備、活用

(1) 活用の開始

- ・指定13校でのスタディサプリ視聴のための環境を整備
4月～6月
- ・到達度テストの実施による生徒の現状把握、学習計画の作成
4月～5月
- ・学習計画に基づく取組の実施

(2) 活用促進に向けた取組

- ・指導主事による学校訪問
指導主事、管理主事による各教科への指導方法の助言等のためのすべての学校への訪問に合わせて実施
2回：1回目 6月、2回目 11月
- ・指定校による情報共有と活用推進に向けた研究協議
2回：1回目 10月、2回目 2月

平成 28 年度 これまでの取り組み状況 (D)

3. インターネット学習教材の活用

教材を有効に活用するための到達度テストを11校(指定13校中の希望校)で実施し、個々の生徒の課題を明確にしたうえで、それぞれの生徒に適した講義動画の視聴等を計画的に進める取組を始めた。7月までには指定13校で講義動画を視聴するための準備が完了し、各校での活用をスタートしている。学力中位から上位の生徒については、将来、大学等への進学を目指している生徒も多く、利用が進んでいる。

(1) 活用の開始

授業・補習・放課後学習等で積極的に活用	設定時期等により短期間の活用 生徒の自主的な活用	2学期から活用 (パソコンの環境に問題等)
山田・吾北分校・離川・西土佐分校・清水	室戸・安芸・嶺北・須崎・佐川・宿毛 川・四万十	
授業や放課後学習での活用教科	英語 室戸 山田 嶺北 離川 西土佐	数学 室戸 山田 嶺北 吾北 須崎 佐川 西土佐 清水
	国語 室戸 嶺北 西土佐	その他 須崎 安芸 四万十 (夏休みの宿題等)

(9月末集計) ・視聴生徒数:546名(指定 13 校の対象 1 年生 714 名)

・視聴生徒の割合:76.5%

・学校別の一人当たり月平均視聴時間(9月)

<9月までの1年生の視聴状況>

月	2時間未満	2時間以上	1年生 最長時間
4月	713	0	36分
5月	667	46	7時間28分
6月	685	28	8時間25分
7月	643	70	13時間18分
8月	549	164	20時間18分
9月	596	117	21時間33分

<到達度テストの状況>2回目実施済みは西土佐分校のみ

対象11名(点数の増減) 平均 +5.5点 (+10点以上) 3名 (+5~8) 5名

<活用の具体例>

○ 山田高校

活用教科: 数学 利用生徒: 1年生全員(148名)

内容: 授業時間を活用して、学び直しを含む確認テストを実施

確認テストで不合格の生徒は、スタディサプリの該当講座を視聴しテキストを完成させるとともに、ウェブ上の確認テストを行う。確認テストの前後で各自が事前視聴する。

活用教科: 英語 利用生徒: 1年生希望者(28名)

内容: 土曜英語塾として午前中、英語検定対策に取り組む。

○ 中村高校西土佐分校

活用教科: 英語、数学、国語 利用生徒: 1年生全員(11名)

内容: 週3日(火、水、金) 放課後1時間程度、パソコン室で学習

内容については、到達度テストの結果から定着していない項目を自分で選択して学習する。学習内容は定期テストにも出題

(2) 活用促進に向けた取組

○ 指導主事による学校訪問 1回目 6月

・活用状況の確認、先進事例の紹介、課題解決のための助言、各校の取組内容や課題・システム運用方法などを集積

○ 第1回連絡協議会の実施(10月 13 日)

・各校での取組や県外での事例等について情報を共有し、今後の研究の方向性を確認

課題と今後の取り組み (C、A)

課題

3. インターネット学習教材の活用

(1) 活用の開始

- ・家庭での視聴において、ネット環境や通信料の問題から動画の視聴に制限がかかっている場合がある。

(2) 活用促進に向けた取組

- ・管理職や教員のインターネット学習教材に対する意識は、学校によって温度差があり、計画的、組織的な取組には至っていない学校もある。
- ・9月末時点で、一度も講義動画を視聴したことのない生徒が1年生で168名、2、3年生で22名いる。
- ・インターネット学習教材をすべての生徒が効果的に活用するため、授業と連動させた取組を行う学校が限られている。

今後の取り組み

3. インターネット学習教材の活用

(1) 活用の開始

- ・自習室の整備やパソコン教室の放課後等での計画的な活用など、学校で視聴するための環境整備をさらに進める。

(2) 活用促進に向けた取組

- ・10月に実施した各指定校による研究協議会での共有事項や意見等を踏まえて、各校において取組をさらに進める。
- ・指定校からの情報集積や関係業者からの助言等を通じて指導主事のシステム運用力を高めるとともに、学校訪問などを通じて、管理職に対して組織的な取組に向けての助言を行う。
- ・指導主事が学校を訪問して第2回事業の「振り返り会」を実施し、テスト結果を分析するとともに、これまでの取組の課題を踏まえて、授業との連動等も含めた取組の見直しを各校で行う。
- ・一度も講義動画を視聴したことがない生徒への支援(11月末までに未視聴0を目指す)
- ・第2回連絡協議会の実施(2月)

【第2期教育振興基本計画における指標の状況】

	H27	H28	H31 目標数値
高校3年生の4月の学力把握検査におけるD3層の生徒の割合を15%以下に引き上げる。	30.4%	29.1%	15%以下
学習支援員の配置校数	28校	32校	32校
家庭学習をほとんどしないと回答した生徒の割合 (基礎力診断テスト実施校の生徒)	高1 31.0% 高2 46.3% (第2回の結果)	高1 32.4% 高2 44.4% (第2回の結果)	高1 15%以下 高2 15%以下 (第2回の結果)

教育等の振興に関する施策の大綱の主な施策の進捗状況等

【基本方向 1】 チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する

<高等・特支>知・徳・体に共通する課題・対策

対策 2-(2) 多様な学力・進路希望に対応した組織的な指導の充実

【概要・目的】

- 高等学校に入学する生徒の学力や進路希望が多様化する中で、生徒の学習意欲を高め、進路実現に向けた学力の向上を図るために、生徒一人一人に応じたきめ細かな推進と、そのための教員の指導力向上を図る。

平成 28 年度の当初計画 (P)

1 大学進学に向けた生徒の学力向上

- (1)大学進学チャレンジセミナー(野市会場)の実施 (8月)
 - ・難関大学への進学希望の高校2年生対象
 - ・教科指導に優れた県内・県外の教員による講義(国・数・英)
 - ・参加生徒間の交流のためのワークショップ、交流会
 - ・セミナーとタイアップした教員対象の授業力向上研修

- (2)大学進学チャレンジセミナー(高吾・東部)の実施
 - ・大学進学(センター試験受験)希望の高校2・3年生対象(地区別)
 - ・県内教員及び予備校講師等による講義(国・数・英・理・社)
 - ・外部講師による講演、生徒の交流会

2 インターネットツールを活用した大学進学学力の向上

中山間地域等の小規模校において、生徒が希望する大学進学に必要な学力を身につけることができるよう、放課後学習や家庭学習にインターネットツールを活用し、生徒の自主的な学習を支援する。

(1)活用の開始

- ・指定13校において講義動画視聴のための環境を整備(4月～6月)
- ・到達度テストの実施による生徒の現状把握、学習計画の作成(4月～5月)
- ・学習計画に基づく取組の実施

(2)活用促進に向けた取組

- ・指導主事による学校訪問

指導主事、管理主事による学力向上に係る学校訪問(県内36校)に合わせて実施

年2回:1回目6月、2回目11月

担当指導主事による活用の状況の把握、進捗状況の共有のための学校訪問適宜実施

- ・指定校間での活用状況等の情報共有と活用促進に向けた連絡協議会の実施

年2回: 1回目10月、2回目2月

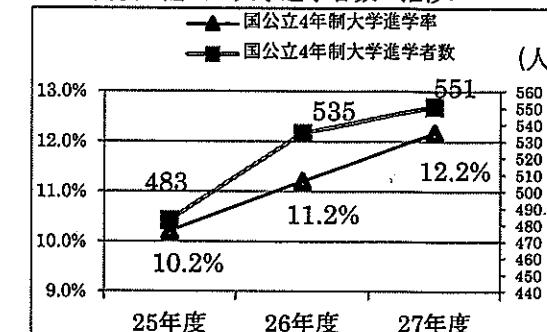
平成 28 年度 これまでの取り組み状況 (D)

H28年10月末 現在

1 大学進学に向けた生徒の学力向上

・平成 27 年度国公立大学進学者数は 551 名と前年度よりも 16 名増加した。平成 28 年度 10 月 3 日現在の国公立大学(高知大、高知工科大)合格者数は 24 名(H27:17 名)となっている。

<公立高校の国公立大学進学者数の推移>



(1)大学進学チャレンジセミナー(野市会場)

- ・数学(8月1日)・国語(8月2日)・英語(8月3日): 9校の生徒 29 名参加
- ・セミナーとタイアップした授業力向上研修: 数学 54 名・国語 47 名・英語 54 名参加

(2)大学進学チャレンジセミナー(高吾・東部会場)

- ・高吾会場(8月4～6日): 7校の生徒 32 名参加
(高知大学教員による学び方の講演、高校等教員による5教科の講義・演習を実施)
- ・東部会場(8月20～22日): 4校の生徒 23 名参加
(大学生からの受験勉強についての講演、高校教員等による5教科の講義・演習を実施)

<項目: 授業改善につながる新しい情報を得ることができたか>

肯定的回答割合	数学	国語	英語
研究授業	89.2%	73.8%	100%
研究協議	82.5%	82.5%	94.1%

2 インターネットツールを活用した大学進学学力の向上

- ・指定校 13 校の中で 8 校において、2・3 年生 70 名が個々の進路希望に応じてインターネット教材を活用して学力向上を進めている。

(1)活用の開始

希望者のあった 8 校において、7 月から活用

<活用状況(月別視聴時間 2・3 年生 登録済生徒のみ)>

月	2 時間未満	2 時間以上	最長時間
7月	28	4	8 時間33分
8月	38	2	28 時間31分
9月	45	3	25 時間15分

※2・3年生対象者は 70 名。1年生の状況については、「対策 2-(1) 義務教育段階の学力の定着に向けた組織的な取組の充実」に掲載

(2)活用促進に向けた取組

- ・指導主事による学校訪問 1 回目: 6 月に実施済み
- ・連絡協議会の実施 1 回目: 10 月 13 日に実施済み
- ・各校での取組や県外での事例等について情報を共有し、今後の研究の方向性を確認
- ・各校における取組例
- ・校内に活用推進チームを設置し取組内容を検討
- ・授業や補習とリンクさせた活用
- ・放課後学習で活用(学習支援員との連携を含む)する取組
- ・動画視聴や付属の確認テスト・テキストを課題として活用する取組

課題と今後の取り組み (C, A)

課題

1 大学進学に向けた生徒の学力向上

・指導力向上研修では、各教員が授業改善につながる新しい情報を一定得ることができているが、研修内容のマンネリ化傾向も生じている。

2 インターネットツールを活用した大学進学学力の向上

- ・パソコン等の設定には専門的な知識も必要となり、設定までに時間がかかり、活用開始が遅れた学校がある。
- ・家庭での視聴において、ネット環境や通信料の問題から動画の視聴に制限がかかっている場合がある。
- ・9月末時点で、一度も講義動画を視聴したことのない生徒が1年生で 168 名、2, 3 年生で 22 名いる。
- ・管理職や教員のインターネット学習教材に対する意識は、学校によって温度差があり、計画的、組織的な取組には至っていない学校もある。

今後の取り組み

1 大学進学に向けた教員の指導力の向上

- ・セミナー主催の高知県進学協議会や実施委員会の教員らと、より効果的な実施内容の協議を重ね、年度内に次年度に向けた講師の選定、講座の編成を決定するとともに、生徒の募集方法等についても検討する。
- ・教員対象の指導力向上研修について見直しを行う。

2 インターネットツールを活用した大学進学学力の向上

- ・10 月に実施した各指定校による研究協議会での共有事項や意見等を踏まえて、各校において取組をさらに進める。
- ・指定校からの情報集積や関係業者からの助言等を通じて指導主事のシステム運用力を高めるとともに、学校訪問などを通じて、管理職に対して組織的な取組に向けた助言を行う。
- ・指導主事が学校を訪問して第2回事業の「振り返り会」を実施し、テスト結果を分析するとともに、これまでの取組の課題を踏まえて、授業との連動等も含めた取組の見直しを各校で行う。
- ・一度も講義動画を視聴したことがない生徒への支援(11月末までに未視聴 0 を目標とする)
- ・活用推進のための校内のチームづくりと組織的な対応について、学校訪問等を通じて助言する。
- ・第2回事業の実施(2月)

【第 2 期教育振興基本計画における指標の状況】

	H27	H28	H31 目標数値
国公立大学進学者数(現役)	535名	551名	700名以上
県内大学入学定員数に占める県内公立高校卒業者の割合	20.0%	19.6%	25%以上

教育等の振興に関する施策の大綱の主な施策の進捗状況等

【基本方向 2】厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

2 「知」の課題・対策

対策 2-(1) 放課後等における学習の場の充実

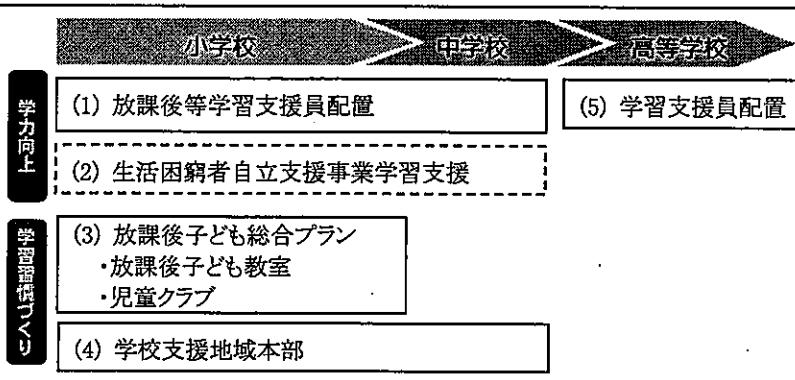
【概要・目的】

- 学力の未定着の子どもたちの基礎学力の定着と向上、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上を図るために、放課後等における学習の場の充実を図る。

全体像

平成 28 年度の当初計画 (P)

〔放課後等における学習の場の充実〕



(1) 放課後学習支援員の配置支援

- 基礎学力の定着に課題のある児童生徒に対して、放課後や長期休業期間を活用して、教員と放課後学習支援員が連携した個々の学習課題に応じたきめ細かな学習支援を行う。

(2) 生活困窮者自立支援事業学習支援

- ※地域福祉部 福祉指導課
・貧困の連鎖をなくすため、生活困窮者世帯の子どもに対して学習支援を実施する。
(H27:8 町村 11 小中学校で実施 小 5 校・中 6 校)

(3) 放課後子ども総合プラン(小学校の放課後子ども教室・児童クラブ)

- ・放課後の安全・安心な居場所として設置する放課後子ども教室及び放課後児童クラブにおいて、宿題の実施など学習習慣の定着を支援する。
(H27:子ども教室 小学校 136 カ所・中学校 27 カ所、児童クラブ 153 カ所)

(4) 学校支援地域本部事業

- ・学校と地域が連携・協働し子どもたちを見守り育てる取組の一環として、総合学習などの授業の補助や、放課後学習等の学びへの支援を行う。
(H27:25 市町村 43 本部 92 校)

【参考】高等学校への支援

(5) 学習支援員配置(公立高校)

- ・特に義務教育段階の学力定着に課題のある公立高校 32 校に配置

平成 28 年度 これまでの取り組み状況 (D)

〔放課後等における学習の場の充実〕

ほとんどの学校で、厳しい環境にある子どもたちに対する支援施策を活用しながら取組が進められている。
いずれの取組も実施していない学校(小 3 校、中 14 校)は小規模校が多く、教員による補習指導で対応している。

(1) 放課後学習支援員の配置支援

・配置数の拡充

配置市町村組合数	平成 28 年 10 月 31 日現在の配置状況	
	28 市町村組合(計画の 100%)	
配置校数・配置人員	小学校 88 校(計画の 96%)	170 名(計画の 110%)
	中学校 71 校(計画の 99%)	237 名(計画の 103%)

・学習時間(支援員配置時間)の充実

- 「放課後のみ」に加えて「授業から放課後補充学習まで」に対応する支援員を配置
小学校:全 170 名(放課後のみ 96 名・授業～放課後まで 74 名)
中学校:全 237 名(放課後のみ 163 名・授業～放課後まで 74 名)

(2) 生活困窮者自立支援事業学習支援

- 11 町村 17 小中学校で実施(小学校 10 校・支援員 29 名、中学校 7 校・支援員 17 名)

(3) 放課後子ども総合プラン(小学校の放課後子ども教室・児童クラブ)

- ・全小学校区の約9割に安全・安心な放課後の居場所を設置
運営等補助:子ども教室 147 カ所(149 校)、児童クラブ 160 カ所(96 校)

(4) 学校支援地域本部事業

- 34 市町村 68 本部 134 校(うち、県立 2 校)に学校支援地域本部を設置

【参考】市町村単独の取組

- ・大豊町:高校を受験する中学生を対象に公設の学習塾を実施
・四万十町:高校生(窪川高校、四万十高校)を対象に公設の学習塾を実施

<実施状況>

	①放課後学習支援員	②生活困窮者支援	③放課後子ども総合プラン(小学校のみ)			④学校支援地域本部	うち放課後学習
			放課後子ども教室	児童クラブ	実施学校数		
小学校(義務教育学校除く) 全 192 校	88	10	149	96	182	82	14
中学校(義務教育学校含む) 全 102 校	71	7				44	14

【参考】高等学校への支援

(5) 学習支援員配置(公立高校)

- ・32 校 / 32 校 延べ 99 名

課題と今後の取り組み (C、A)

〔放課後等における学習の場の充実〕 (事業共通の課題)

課題

- ① 学習の場に参加しない児童生徒
・放課後学習等の事業を実施している学校の中でも、学習の場に参加しない基礎学力が未定着な児童生徒がいる。
- ② 教員と学習支援員等との連携の不足
・子どもの学習や生活の状況について学習支援員やボランティアと学校の連絡が不十分な場合も見られる。
- ③ 地域人材の不足
・地域によっては、児童生徒に対して学習支援が可能な人材の必要数が不足しているところもある。

今後の取り組み

- ① 学習の場に参加しない児童生徒
・民生児童委員や SSW など、専門人材との連携を図り、フォローが必要な子どもたちを学習の場へ誘う。
- ② 教員と学習支援員等との連携の不足
・それぞの事業をコーディネートして、有機的に連携させて子どもに当たることが重要であり、それらをコーディネートできる人材を市町村教育委員会等に用意していくことを市町村教育委員会と協議していく。
- ③ 地域人材の不足
・学び場人材バンクの拡充により、学習支援員など学校の活動を支援する地域人材を確保し、放課後学習の一層の充実を図る。

【第 2 期教育振興基本計画における指標の状況】

	H27	H28	H31 目標数値
放課後等学習支援員・学習支援員の配置校数	・小:45 校 ・中:46 校	・小:88 校 ・中:71 校	・小:100 校以上 ・中: 80 校以上
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室において学習支援を行っている割合	95.0%	96.2%	96%以上

教育等の振興に関する施策の大綱の主な施策の進捗状況等

【基本方向 2】厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

2 「知」の課題・対策

対策
2-(1) 放課後等における学習の場の充実 「放課後学習支援員の配置支援」

【概要・目的】

- 子どもたちの基礎学力の定着と向上、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上を図るために、小・中学校における放課後等学習支援員の配置を拡充し、学校が行う放課後等の補充学習の充実に取り組む。

平成 28 年度の当初計画 (P)

生活困窮等の厳しい環境にある子どもたちに十分な学習支援を行い、学力の定着により貧困の世代間連鎖を断つ取組として充実、強化を図る。

特に、基礎学力の定着に課題のある児童生徒に対して放課後、長期休業期間を活用して教員と放課後等学習支援員(以下「支援員」という。)が連携し、個々の学習課題に応じたきめ細かな学習支援を行う。

1 支援員の配置拡充

(1) 配置数(市町村・学校・支援員数)の拡充

	平成27年度(実績)	平成28年度(計画)
市町村組合数	18 市町村	28 市町村組合
小学校数(支援員数)	44 校(97 名)	92 校(155 名)
中学校数(支援員数)	45 校(118 名)	72 校(230 名)

本事業の実施市町村拡大を目指し、未実施市町村に対する事業有効性の説明や声かけを行う。

(2) 学習時間(支援員配置時間)の充実

配置時間 4 時間までの制限を超える支援員配置事業を導入することで、授業から放課後まで教員と連携した指導体制を整備する。

Aパターン支援員（従来型）

放課後を中心に、1 日 4 時間までの配置(準備・片づけを含む)。

+

Bパターン支援員（新規導入）

4 時間勤務の制限がなく、授業から放課後まで一貫した支援が可能。

2 放課後学習の質と量の充実

(1) 学力向上(教科指導)に有効な「人材の確保」

教員免許資格保有者、現役大学生、塾講師等の教科指導力が期待できる支援員の人材確保について助言する。

(2) 実効性を高めるための取組

4 月～5 月に事業実施計画書をもとに、市町村教育委員会や学校と、実効性を高めるための補充学習の開催方法や支援員の配置を含めた推進体制等について、協議と指導・助言を行う。

(3) 学校訪問等による状況把握と学校の実状に即した指導

前期:6 月～8 月(新規実施校中心)／後期:10 月～12 月(前期未訪問の学校及び課題の大きい学校)に学校訪問を行い、配置校の状況、課題に応じた指導を行い、実効性向上を目指す。

平成 28 年度 これまでの取り組み状況 (D)

1 支援員の配置拡充

「実施市町村数」「配置校数」「配置人員」については概ね計画どおり。
なお、事業を実施していない市町村では、独自で民間学習塾との協力提携に基づく補充学習等を行ったり、放課後児童クラブ等を実施している。

(1) 配置数(市町村・学校・支援員数)の拡充 [平成 28 年 10 月 31 日現在の配置状況]

配置市町村組合数	28 市町村組合(計画の 100%)	
	小学校	中学校
配置校数・配置人員	88 校(計画の 96%)	170 名(計画の 110%)
	71 校(計画の 99%)	237 名(計画の 103%)

(2) 学習時間(支援員配置時間)の充実

「放課後のみ」に加えて「授業から放課後補充学習まで」対応する支援員を配置
小学校:全 170 名(放課後のみ 96 名・授業～放課後まで 74 名)
中学校:全 237 名(放課後のみ 163 名・授業～放課後まで 74 名)

2 放課後等学習の質と量の充実

教員免許を有する者については、163 名(支援員全体の 40%)を配置することができた。一方、特に学習内容が難しくなってくる中学生に対する学習指導(教科指導)が可能な人材が少ないので、支援員の配置に至っていない学校や配置予定数を下回っている学校もある。

(1) 学力向上(教科指導)に有効な「人材の確保」 [平成 28 年 10 月 31 日現在]

支援員の内訳 教員 OB:71 名(全体の 17%)・学生:85 名(全体の 21%)
・その他:251 名(全体の 62%)←保護者、塾講師、教員志望者等

(2) 実効性を高めるための取組 [平成 28 年 10 月 31 日現在]

※①～③の()内数字は H27 年度実績

① 平日の補充学習の週当たり開催回数

開催回数	小学校	中学校
週 1～2 回	9 校(7 校)	10 校(12 校)
週 3～4 回	48 校(8 校)	13 校(3 校)
週 5 回	24 校(25 校)	39 校(23 校)

長期休業期間中のみ

配置している学校(別途数字) 7 校(4 校) 9 校(7 校)

② 長期休業期間中の補充学習開催日数

〈小学校〉 平均 10 日(9 日)開催 〈中学校〉 平均 13 日(13 日)開催

③ 児童生徒の平均参加者数

〈小学校〉 平日 27 名(17 名)/校 長期休業中 22 名(11 名)/校 〈中学校〉 平日 33 名(14 名)/校 長期休業中 27 名(16 名)/校

課題と今後の取り組み (C、A)

課題

1 支援員の配置拡充

① 配置数(市町村・学校・支援員数)の拡充
地域によっては、雇用できる人材が不足しており、計画していた支援員の配置計画数に至っていない市町村もある。

2 放課後学習の質と量の充実

① 学力向上(教科指導)に有効な「人材の確保」
中学生に対する教科指導が可能な人材が県全体として不足しており、配置を計画していた学校に必要な数の支援員を配置できていない場合もある。
※支援員総数に占める教員免許保有者の割合:約 40%
② 放課後等学習支援のあり方
放課後学習の指導計画が十分ではなく、子どもの学力の実態に応じた学習指導内容が用意されていない学校もある。
③ 学習支援員と教員との連携
本年度から、授業から放課後補充学習まで対応する支援員の配置を行ったことにより、学校からは「活用の幅も広がり、効果もある」との評価がある。しかし、学習支援員と教員とが十分な打合せが行われていない学校もある。

今後の取り組み

1 支援員の配置拡充

① 配置数(市町村・学校・支援員数)の拡充
学び場人材バンクや公的機関、NPO団体等が運営する人材紹介組織の市町村教育委員会、学校への紹介や、県から求人関係の確認を行うなどの協力を一層、行っていく。

2 放課後等学習の質と量の充実

① 学力向上(教科指導)に有効な「人材の確保」
大学のアルバイト紹介窓口への照会・斡旋の働きかけや、退職教員への声掛けを行い、児童生徒への指導が可能な人材発掘を行うとともに、高校生の有効な活用方法について学校と協議していく。
② 放課後等学習支援のあり方
より効果的な補充学習のあり方について、事業実施効果についての分析データを含め、効果的に放課後学習を行っている学校の事例(「取り出し型」、若しくは取り出し型を含めた「複合型」)を、市町村教育委員会や学校に対して周知・啓発を行う。
③ 学習支援員と教員との連携
②と同様に、より効果的な補充学習のあり方について、事業実施効果についての分析データを含め、効果的に放課後学習を行っている学校の事例(個人カルテを活用し、連携を密にしながら個に応じた支援を行っている例)を、市町村教育委員会や学校に対して助言を行う。

平成 28 年度の当初計画 (P)

平成 28 年度上半期の取り組み状況 (D)

課題と今後の取り組み (C, A)

(3) 学校訪問等による状況把握と学校の実状に即した指導

4 月から 5 月にかけて教育事務所長が事業実施計画のある市町村教育委員会を訪問して指導を行うとともに、6 月から 8 月にかけて、平成 28 年度新規実施校を中心に 67 校を教育次長、小中学校課長、指導主事等が訪問し、状況確認や指導・助言を行った。

<訪問のまとめ>

① 学習支援のあり方

学校規模や支援員のスキル等によって、様々な形態の放課後学習が行われている。大別すると、下のように、「取り出し型」(約 12%)、「全員参加型」(約 9%)、「複合型」(約 79%)の 3 つの形態がとられていた。それぞれに効果や課題はあるものの、学力定着に課題を抱える児童生徒に対するきめ細かい学習指導・支援を行うためには、「取り出し型」、若しくは取り出し型を含めた「複合型」がより有効である。

学習の形態	対象	内容	効果	課題
1 取り出し型 (約 12%) 小 4 校・中 4 校	教員が指名した学力の定着に課題のある児童生徒(数名)	・プリント ドリル	・下位層の学力向上	指名しても参加しない児童生徒がないこと 本人や保護者の同意を得ること
2 全員参加型 (約 9%) 小 5 校・中 1 校	児童生徒全員(テスト結果等を基に習熟度別で分割)	・プリント ドリル	・上位層の学力向上 ・上位層の学習意欲の向上	下位層の児童生徒の学習意欲が高まらないこと
3 複合型 (約 79%) 小 14 校・中 38 校・義務教育学校 1 校	例:「取り出し型」と「自由参加型」(意欲のある児童生徒が参加)を組み合わせて実施	・プリント ドリル ・自由参加型は主にその日の宿題	・下位層の学力向上 ・上位層の学習意欲の向上	「取り出し型」の本人や保護者の同意を得ること、また、学習への意欲を高めること 「自由参加型」の場合、本人の都合や意志によってその日の参加を決定するため、継続的な支援ができないこと 学習形態が多様なため、支援員の数が足りない場合があること

② 学習支援員と教員の連携

各学校では、学習支援員と教員による打合せは行われているものの、その内容は、その日に実施するプリントなどの教材準備に留まっている場合が多く、対象となる児童生徒の学習の状況などについての打合せが不十分な学校も半数ほどある。

【第 2 期教育振興基本計画における指標の状況】

	H27	H28	H31 目標数値
放課後等学習支援員・学習支援員の配置校数	・小:45 校 ・中:46 校	・小:88 校 ・中:71 校	・小:100 校以上 ・中: 80 校以上

教育等の振興に関する施策の大綱の主要な施策の進捗状況等

【基本方向 2】 厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

「徳」の課題・対策

対策 3-(2) 専門人材、専門機関との連携強化

【概要・目的】

・子どもたちを取り巻く環境が厳しさを増す中で、生徒指導上の諸問題などの解決を図っていくため、心の教育センターが多様な相談に対する窓口になるとともに、課題の解決まで相談者に寄り添うワンストップ&トータルな支援を行うことができるよう体制を強化するなど、県内の教育相談支援体制の充実を図る。

平成 28 年度の当初計画 (P)

平成 28 年度 これまでの取り組み状況 (D)

H28 年 10 月末 現在

課題と今後の取り組み (C, A)

1 来所相談・メール相談・24 時間電話相談の実施

全ての教育課題に関する相談を一元的に受理し、専門的見地からの見立てをもとに、課題解決に向けたトータルな支援を行う。

- (1) 来所、出張教育相談 … 受理件数 350 件以上 (延べ 2,000 件以上)
- (2) 電話相談・メール相談 … 延べ 1,000 件以上

2 SC や SSW のスーパーバイザーの配置

高度な専門性を有する SC や SSW のスーパーバイザー等を配置し、職員の相談スキルの向上を図るとともに、学校配置の SC 、 SSW への指導・助言を行う。

3 学校の支援体制充実に向けた学校支援 (校内研修会、支援委員会への参加)

各学校における支援体制 (支援委員会) の充実に向け、指導主事及び SC 、 SSW 等の訪問支援を行う。

- 学校等への支援訪問回数 … 年 150 回以上

4 協議会・連絡会等の機会や訪問支援を通した関係機関との連携

教育・医療・福祉・警察など、児童生徒に関わるあらゆる関係機関との連携を図り、定期的な関係者会議を開催する。

- (1) 教育相談関係機関連絡協議会 (年 2 回)
 - ・児童相談所等 9 関係機関による協議
- (2) 心の教育の推進に関する委員会 (年 1 回)
 - ・校長会・PTA・有識者等 10 名の委員による協議
- (3) 教育支援センター連絡協議会 (年 3 回)
 - ・県内 21 の教育支援センターとの協議

1 来所相談・メール相談・24 時間電話相談の実施

・心の教育センターの相談機能の強化により、当初の計画以上に来所・出張相談や電話での相談件数が増加している。

- (1) 来所相談・出張相談 (H28 年 10 月末現在)
 - 受理件数 H27 : 179 件 ⇒ H28 : 253 件 (前年同月比 141.3%)
 - 延べ件数 H27 : 1006 件 ⇒ H28 : 1352 件 (前年同月比 134.4%)
- (2) 電話相談・メール相談 (H28 年 10 月末現在)
 - 電話 H27 : 474 件 ⇒ H28 : 587 件 (前年同月比 123.8%)
 - メール H27 : 104 件 ⇒ H28 : 68 件 (前年同月比 65.4%)

2 SC や SSW のスーパーバイザーの配置

・SC スーパーバイザー、チーフ SSW 等の高度な専門的支援を実施することで、学校配置の SC ・ SSW からの相談に助言機会が増加し、学校における相談体制の充実につながっている。

- 来所による SC 等からの相談件数 52 件 (H28 年 10 月末現在: 前年同月比 +40 件)
- 電話による SC 等からの相談件数 11 件 (H28 年 10 月末現在: 前年同月比 +7 件)

3 学校の支援体制充実に向けた学校支援 (校内研修会、支援委員会への参加)

・学校及び市町村からの要請により、指導主事や SC ・ SSW が当該学校等を訪問し、校内研修や教員研修会、児童生徒支援委員会等での講話や助言を行うことで、教職員等の児童生徒理解や「温かな学級づくり」が進んでいる。

- 学校等訪問総回数 185 回 (H28 年 10 月末現在)

4 協議会・連絡会等の機会や訪問支援を通した関係機関との連携

・非行やいじめ、不登校、ネット問題など、困難な課題に対して、それぞれの専門性を有する関係機関が一堂に会して協議を行うことで、関係機関の相互理解が進み、今後の支援の方向性を確認できるようになっている。

- (1) 教育相談関係機関連絡協議会 (5/2)
- (3) 教育支援センター連絡協議会 (5/10)

課題

1 来所相談・メール相談・24 時間電話相談の実施

- ① 相談件数は確実に増加しているが、遠方からの訪問相談依頼など、現状での対応では訪問支援に無理が生じている。
- ② 様々な広報活動により、心の教育センターの機能強化に関する周知を行ってきたが、潜在的な支援ニーズはまだまだあると思われる。

2 SC や SSW のスーパーバイザーの配置

- ① SC ・ SSW のスーパーバイザー等の配置により、多様な相談事象に対して、より専門的な見地からの支援が可能となつたが、スーパーバイザーに対する相談希望が殺到し、緊急対応や学校配置の SC ・ SSW 支援等のため、日程調整等に苦慮している。

3 学校の支援体制充実に向けた学校支援 (校内研修会、支援委員会への参加)

- ① Q-U アンケート等、アセスメントツールの有効活用やより良い人間関係づくりに関する訪問要請は依然として多いが、指導主事は相談業務も担っており学校等の訪問希望に添えない状況が生じている。

今後の取り組み

1 来所相談・メール相談・24 時間電話相談の実施

- ① より幅広い県民 (児童生徒・保護者等) に支援ニーズに対応するため、 SC や SSW 、相談員の人員 (勤務時間) の増員を図る。
- ② 教員研修会や子育て講演会、関係機関会議等の機会や各種の広報媒体を活用してさらなるセンターの周知に努める。

2 SC や SSW のスーパーバイザーの配置

- ① SC や SSW の人員 (勤務時間) の増員を図る。 (再掲)

3 学校の支援体制充実に向けた学校支援 (校内研修会、支援委員会への参加)

- ① 校内研修会や校内支援委員会の内容・日程等について十分な事前協議を行うなど、市町村教育委員会 (支援センター) や学校等の実態や要請に添った支援を実施する。

【第 2 期教育振興基本計画における指標の状況】

	H27	H28	H31 目標数値
心の教育センターの相談支援件数(来所・電話・メール・出張・巡回相談)	・延べ 3,014 件	・延べ 2,007 件 (H28 年 10 月末現在) (H28 年目標数値 3,000 件)	・延べ 3,700 件以上

教育等の振興に関する施策の大綱の主な施策の進捗状況等

【基本方向 2】 厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する	知・徳・体に共通する課題・対策 就学前における課題・対策	対策 1-(1) 保護者に対する啓発の強化 対策 5-(1) 保育者の親育ち支援力の強化 対策 5-(2) 保護者の子育て力向上のための支援の充実 対策 5-(3) 保育所・幼稚園等と家庭や地域等との連携の充実
--	---------------------------------	---

【概要・目的】

- 核家族化や厳しい経済状況等を背景に、子育てに不安や悩みを抱えている保護者も多いため、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深められるよう、保護者を対象とした研修の充実を図るとともに、日常的・継続的に親育ち支援ができるよう、保育者の親育ち支援力の向上を図る。
- 生活の困窮などを背景に、子育てに悩みなどを抱える保護者も多く、今一度、地域全体で保護者が子どもの教育に関わるという意識を高めていくため、地域や保育所・幼稚園等、学校が、保護者に対する啓発を積極的に行うよう支援することにより、家庭の教育力の向上につなげていく。

平成 28 年度の当初計画 (P)

1. 子育て力向上に向けた保護者対象の研修の推進

保護者研修の実施

- 内容：保育所・幼稚園等において、良好な親子関係や子どもへの関わり方についての講話やワークショップ
- 保護者研修：45 回、1,300 人以上
- 研修実施園における保護者の参加率：45%

2. 保育所・幼稚園等における保育者の親育ち支援力向上のための取組の促進

(1) 保育者研修の実施

- 内容：親育ち支援の必要性や保護者への関わり方等についての講話やワークショップ、事例研修
- 園内での研修、市町村単位での研修：45 回、750 人以上
- 親育ち支援講座：3 会場、150 人以上

(2) 親育ち支援の中核となる保育者への研修の実施

- 親育ち支援実践交流会：1 会場で実施
- 園内での保護者研修・保育者研修の開催
- 親育ち支援保育者専門研修（中部地区）：各市町村の代表者 16 人の育成
- 親育ち支援地域別交流会（東部地区）：2 ブロックで各 1 回開催

3. 家庭支援推進加配保育士の配置

家庭環境等に特別な配慮が必要な保育所等に入所している子どもへの支援の向上及び保護者の子育て力の向上を図るために、日常生活の基本的な習慣や態度のかん養等を、家庭訪問や地域連携等を通じて行う保育士等を配置する。

家庭支援推進加配保育士の配置目標：73 名

平成 28 年度 これまでの取り組み状況 (D)

H28 年 10 月末 現在

1. 子育て力向上に向けた保護者対象の研修の推進

保護者研修は、例年を上回るペースで実施できている。アンケート結果によると、保護者対象の講話やワークショップに参加した保護者については、良好な親子関係や子どもへの関わり方について理解が深まり、子どもと関わろうとする姿が多くなっている。

保護者研修の実施

- 保護者研修：31 回、747 人（9 月末現在）
- 研修実施園における保護者の参加率：42.9%（9 月末現在）

2. 保育所・幼稚園等における保育者の親育ち支援力向上のための取組の促進

・例年を上回るペースで保育者研修を実施している。また、本年度から開催している親育ち支援講座は、これまでに学びの少ない保育者にとって、親育ち支援の必要性や基本的な保護者への関わり方などについて学ぶ機会となっている。

・親育ち支援保育者専門研修を計画通りに開催し、各市町村で親育ち支援の中核となる保育者の資質向上を図っている。また、親育ち支援地域別交流会の開催により、近隣市町村でのネットワークの基盤となっている。

(1) 保育者研修の実施

- 園内での研修、市町村単位での研修：40 回、485 人（9 月末現在）
- 親育ち支援講座：3 会場（6/9 高知市 8/30 四万十市 9/8 安田町）、154 人

(2) 親育ち支援の中核となる保育者への研修の実施

- 親育ち支援実践交流会：1 会場（8/2 高知市）、55 人
- 園内での保護者研修・保育者研修の開催（9 月末現在）
保護者研修：9 回
保育者研修：16 回
- 親育ち支援保育者専門研修（中部地区）：対象者 16 人
全体研修（1 日 1 回）：地域ネットワークづくりに向けての講義・演習
地域研修（半日 2 回）：事例研修、親育ち支援体制の充実に向けての協議
- 親育ち支援地域別交流会（東部地区）：2 ブロックで各 1 回開催
6/23 東部 1 グループ：事例研修、情報交換
6/21 東部 2 グループ：事例研修

3. 家庭支援推進加配保育士の配置

・家庭支援推進加配保育士の配置については、有資格者が人材不足であるとともに、私立施設への補助事業については市町村の予算措置も必要なため、昨年度とほぼ同数で推移している。

・6/27 県費分の交付決定…9市町 36 か所に 36 名配置

・全市町村を訪問し、家庭支援推進保育事業の説明や未配置園への配置の要請を行った。
<家庭支援推進加配保育士の配置状況> (人)

	高 知 市	室 戸 市	安 芸 市	南 国 市	土 佐 市	須 崎 市	宿 毛 市	土 佐 清 水 市	四 万 十 市	香 南 市	香 美 市	土 佐 町	土 庄 佐 町	四 万 十 町	黒 潮 町	計
公立	9	1	5	5	4	0	1	3	5	2	2	1	1	1	3	43
私立	9	5	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
計	18	6	5	5	4	2	1	3	5	2	2	1	1	1	3	59

※高知市は、市単事業で 28 名配置有。（市費：支援の対象児 30～40%、県費：支援の対象児 30%未満）

課題と今後の取り組み (C, A)

課題

1. 子育て力向上に向けた保護者対象の研修の推進

- 研修実施園における保護者の参加率が低く、課題のある保護者の参加率が低い。
- これまでに保護者研修を 1 度も実施していない園は、309 園中 128 園あるため、さらに実施拡大する必要がある。

2. 保育所・幼稚園等における保育者の親育ち支援力向上のための取組の促進

日常的・継続的に親育ち支援を行うためには、正規職員だけでなく、臨時職員も含めてスキルアップを図る必要があるが、研修の機会が十分保障されていない。

今後の取り組み

1. 子育て力向上に向けた保護者対象の研修の推進

- 保護者が必ず出席する機会（例えば、就学時健診等）を捉えて、親育ち支援の講話を実施し、参加者を増やす。
- 親育ち支援の中核となる保育者の在籍する園等を中心に園内での研修の実施を進める。

2. 保育所・幼稚園等における保育者の親育ち支援力向上のための取組の促進

- より多くの保育者が研修に参加できるよう、各園での研修及び市町村単位での合同研修を実施する。
- 本年度策定する教育・保育の質向上ガイドラインを活用した親育ち支援の振り返りによって、保育者の資質向上を図る。
- 教育センターにおける人材育成研修の各ステージに親育ち支援を位置づけ、キャリアステージに応じた親育ち支援力を育成する。
- 組織的な支援を行うとともに、支援計画の作成及び記録票の作成により、個々に応じた細やかな支援を行うことができるよう、助言を行う。
- 各市町村代表の親育ち支援保育者を中心とした、近隣市町村のネットワーク体制を充実させる。

課題

3. 家庭支援推進加配保育士の配置

- 家庭における課題が多岐にわたっており、支援を担える人材確保が難しい。
- 私立施設については、市町村の予算措置も必要となっているため、配置の拡充につながっていない。
- 保育士不足のため加配保育士の配置が難しい。また、加配保育士として配置した場合においても、年度途中の乳幼児の入所により待機児童の解消に向けた基準配置が優先され、加配保育士ではなく通常の保育士としての配置となることから、継続した支援が行われない場合がでてくる。

平成 28 年度の当初計画 (P)

平成 28 年度 これまでの取り組み状況 (D)

課題と今後の取り組み (C、A)

4. 家庭支援推進加配保育士の資質向上のための取組

(1)家庭支援推進保育講座について

厳しい環境にある子どもの保育計画や保護者への助言、関係機関との連携等の支援を行うために、課題解決に向けて研究協議等を行い、家庭支援の推進を図る。

・家庭支援推進保育講座:2日間、定員 120 名

(2)「家庭支援の記録」の様式等の検討

高知県幼保推進協議会親育ち支援部会において、家庭支援推進加配保育士の作成する支援計画や記録の充実を図るために、ひな形となる様式を作成する。

5. 親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置

特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育の質を高めるため、小学校との円滑な接続や子ども一人一人の支援計画の作成への支援、進捗状況の把握等を行う親育ち・特別支援保育コーディネーターを市町村に配置する。

・親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置目標:13 市町村 17 名

6. スクールソーシャルワーカー (SSW) と連携した支援活動

厳しい環境にある就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とSSWが連携して行う仕組みを構築する。

・市町村への段階的なSSWの配置拡充

4. 家庭支援推進加配保育士の資質向上のための取組

・家庭支援推進保育講座の開催や「家庭支援の記録」の様式についての検討などは計画通りに実施できている。

(1)家庭支援推進保育講座について

・7/21 家庭支援推進保育講座 I 期(1日):参加者 81 名
アンケートにおいては、支援方法・内容等において、自分の課題を見直し、日常の対策に生かす取り組みにつながったとの感想があった。【理解度及び活用意欲の平均値:3.51(4段階)】

(2)「家庭支援の記録」の様式等の検討

・高知県幼保推進協議会等で支援計画や記録の作成について検討し、統一的な様式を作成した。(6/20 様式配布、9/21 様式の決定・周知)
・虐待を早期に気付くために、保育所等での子どもと関わる中で気付けたい様子をまとめ見守りチェックポイントを、中央児童相談所と連携し作成した。(9/16)

5. 親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置

・コーディネーターの配置は、昨年度に比べ増加しているが、人材の確保が困難なことから計画配置数には届いていない。

・親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置…10 市 12 名

・親育ち・特別支援保育コーディネーター研修会の実施(第1回 5/20、第2回 9/28)

6. スクールソーシャルワーカー (SSW) と連携した支援活動

・配置拡充のための人材の確保が必要。

・SSWの就学前児童への活用…11団体 19 名

・SSW連絡協議会の開催(6/3)…参加者 102 名

課題

4. 家庭支援推進加配保育士の資質向上のための取組

① 支援を継続するための記録等の整備が十分でない。
② 児童相談所等関係機関との連携の仕方等が十分理解されていない場合や研修の機会が限られていることから、親育ち・特別支援保育コーディネーターや関係機関との連携を密にして、支援内容の充実を図る必要がある。

5. 親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置

保育所・幼稚園等の保育士等に支援を実施できる人材確保が難しい。

6. スクールソーシャルワーカー (SSW) と連携した支援活動

配置拡充を推進するための人材確保が難しい。

今後の取り組み

3. 家庭支援推進加配保育士の配置

家庭支援推進加配保育士の配置の拡大に向けて、市町村と福祉人材センターとの情報交換を行い、潜在保育士の求職状況等の情報を提供する機会を増やす。また私立施設への配置拡大に向けて市町村の負担割合などの補助制度の見直しを検討する。

4. 家庭支援推進加配保育士の資質向上のための取組

① 対象の子どもへの支援が途切れず、保育所として組織的に対応するために必要な支援計画や記録の様式を周知し、研修会や幼保推進協議会において普及を図る。
② 児童相談所と連携し作成した見守りチェックポイントについて、高知県幼保推進協議会等を通して活用を広めるとともに関係機関との連携について周知する。
③ 家庭支援推進加配保育士が配置できない園も含め、組織的な対応ができるよう、管理職を対象に研修を実施する。

5. 親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置

教員(小学校)や保育士(園長)のOB等の人材を活用し、特別支援保育コーディネーターを配置拡充する。

6. スクールソーシャルワーカー (SSW) と連携した支援活動

SSW連絡協議会での情報交換を行うとともに、市町村訪問等において、活動の拡充を進める。

全市町村に、いずれかの支援者(加配保育士・コーディネーター・SSW)を配置し、課題のある保護者に対する支援体制を充実していく。

【第 2 期教育振興基本計画における指標の状況】

	H27	H28	H31 目標数値
・親育ち支援保護者研修の参加者数 ・研修実施園における保護者の参加率	999 人 —	1,300 人以上 45%	1,400 人以上 60%
・親育ち支援保育者研修の参加者数(市町村と園で実施) ・親育ち支援講座の参加者数(ブロック別研修)	734 人 —	750 人以上 150 人以上	800 人以上 150 人以上
・保育所等への家庭支援推進加配保育士の配置 ・加配保育士の資質向上のための研修の実施(年1回) ・親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 ・コーディネーターの質向上のための研修実施(年3回) ・SSWの配置市町村数	51 人 1回 6市町村 7人 3回 —	73 人 2回 13 市町村 17 人 3回 (拡充)	93 人 2回 24 市町村 30 人 3回 全市町村

「教育等の振興に関する施策の大綱」の上半期の進捗状況等

【基本方向 3】 就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる

<保幼小連携>

対策(1) 保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立

対策(4) 保幼小の円滑な接続の推進

【概要・目的】

- 保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえ、保育者に求められる資質や保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法等を示したガイドラインを新たに策定し、全ての園における活用を促進する。
- 教育内容や指導方法が異なる就学前の教育と小学校教育との間において、子どもの発達や学びを円滑に接続するためには、保育所・幼稚園等と小学校とが連携し、組織的に対応することが重要である。このため、市町村教育委員会や保育所・幼稚園等及び小学校が保幼小の円滑な接続に組織的に取り組むことができるよう、市町村の接続期カリキュラムの作成を促進するとともに、その実践を支援する。

平成 28 年度の当初計画 (P)

1. 教育・保育の質の向上ガイドラインの策定及び各園での活用の推進

- (1) ガイドラインの内容検討
 - ・教育・保育の質の向上委員会開催(7回)
 - (有識者・幼保支援スーパーバイザー・高知県幼保推進協議会部会長及び副部会長・幼保支援課・県教育センター)
 - ・教育・保育の質の向上ガイドラインの策定
 - ・保育所・幼稚園等における教育・保育の質の向上ガイドラインの活用に向けた周知

2. 市町村におけるモデルとなる保幼小接続のための接続期カリキュラムの作成

- (1) 作成した接続期カリキュラムの検証への助言・支援
 - 【津野町】
 - 幼小連携推進協議会 4 回
 - アプローチカリキュラム・スタートカリキュラムの見直し・実践
- (2) 保幼小接続のための接続期カリキュラム作成への支援
 - 【奈半利町】
 - 幼小連携推進協議会 3 回
 - アプローチカリキュラムの作成・実施、スタートカリキュラムの作成
 - 【土佐市】
 - 保小連携推進協議会 3 回
 - アプローチカリキュラムの作成・実施、スタートカリキュラムの作成

3. 組織的な保幼小連携の全県的な推進

- (1) 保幼小接続期カリキュラム研修会の開催
 - ・目的: 保育所・幼稚園等の園長及び保育者、小学校校長及び教員、市町村教育委員会関係者を対象に、幼児期の教育と小学校教育が円滑に接続できるよう、子どもの発達や学びをつなげる接続期カリキュラムを作成する重要性と作成方法について周知を図る。
 - ・県内 2か所
- (2) 保幼小連携の取組について学校経営計画への反映促進
 - ・学校経営計画への保幼小連携に関する記載の依頼及び計画書の収集
 - ・学校経営アドバイザーの学校訪問への同行(4回)

平成 28 年度 これまでの取り組み状況 (D)

1. 教育・保育の質の向上ガイドラインの策定及び各園での活用の推進

- ガイドラインについては、有識者や各市町村、保育所・幼稚園等からの意見を反映させながら作成中。計画より 2カ月程の遅れが生じているが、年度内には策定できる見込み。
- (1) ガイドラインの内容検討
 - ・教育・保育の質の向上委員会におけるガイドライン(案)作成・検討
 - ・向上委員会の開催: 3回(第1回 6/20、第2回 7/14、第3回 8/8)
 - ガイドライン(案)について幼保推進協議会・質の向上部会(委員は 13 市町村の園長代表及び 2 団体の代表)から意見聴取
 - 部会では、ガイドラインの活用について積極的な意見がある一方で、事務量の増加等による消極的な意見も見られた。

2. 市町村におけるモデルとなる保幼小接続のための接続期カリキュラムの作成

- 保幼小連携推進協議会を開催する等、実施市町において地域の実態に応じたモデル的な接続期カリキュラムの作成に向けて取り組んでいる。協議会等において、内容の充実に向けた助言・支援が必要である。
- (1) 保幼小連携推進協議会の開催
 - 【津野町】 2回 【奈半利町】 2回 【土佐市】 1回 【北川村】 1回
 - (2) 接続期カリキュラム作成に向けた助言等
 - ・スタートカリキュラムの実践に基づいた見直し等に対する助言
 - ・今後の計画の作成に向けた助言、アプローチカリキュラム作成に向けた保育内容についての指導

3. 組織的な保幼小連携の全県的な推進

- 保幼小接続期カリキュラム研修会については予定通り実施ができ、当初の目的は達した。学校経営計画への記載については、必要性は理解しているものの、戦略的な認識の違いにより記載内容に差がみられる。

- (1) 保幼小接続期カリキュラム研修会の開催
 - ・県内 2か所
 - 8/24: 宿毛市 参加者 80 名(保育所・幼稚園等 39 名、小学校 30 名、行政等 11 名)
 - 8/25: いの町 参加者 168 名(保育所・幼稚園等 113 名、小学校 31 名、行政等 24 名)
 - ・講師: 岩田 弘之氏(草加市教育委員会 子ども教育連携推進室 室長)
 - 保幼小接続期カリキュラム研修会実施後のアンケート結果
 - ・講演が「とても参考になった」「参考になった」と回答した割合 96.3%
 - (2) 保幼小連携の取組について学校経営計画への反映促進
 - ・学校経営計画への保幼小連携に関する記載の依頼及び計画書の収集
 - ・学校経営アドバイザーの学校訪問への同行
 - 2回実施(7/8 四万十市、8/16 香南市)

課題と今後の取り組み (C, A)

課題

1. 教育・保育の質の向上ガイドラインの策定及び各園での活用の推進
 - ガイドラインの策定においては、現場の意見を反映し策定しているものの、ガイドラインの必要性についての理解を十分に図り、実施に繋げていくことが課題である。
2. 市町村におけるモデルとなる保幼小接続のための接続期カリキュラムの作成
 - 今年度の作成中のカリキュラムへの助言・支援と並行して、これまでに市町村で作成したカリキュラム等を基に、早急に市町村に普及することができるよう高知県版の保幼小接続期実践プランの策定が課題となっている。
 - ※接続期実践プラン: 教育をつなぐ接続期カリキュラムの他、児童と児童の交流計画、保幼小の教職員の交流・連携の計画、保護者への働きかけを含んだもの。

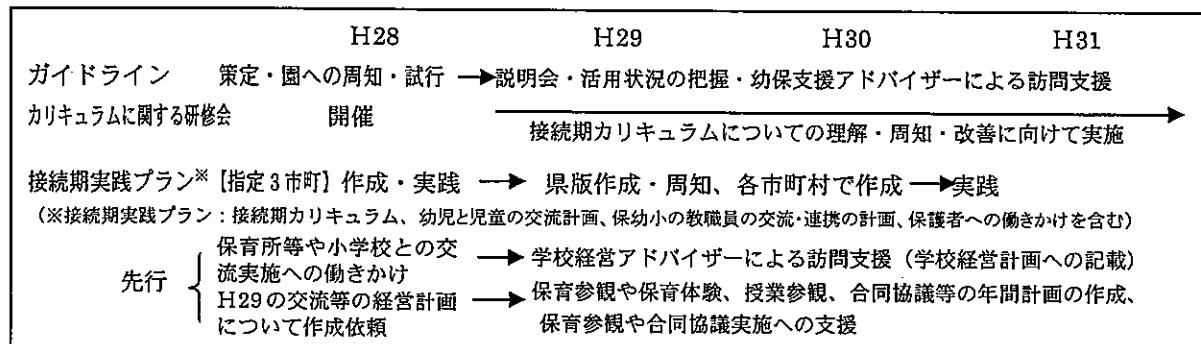
3. 組織的な保幼小連携の全県的な推進

- 少しでも早く保幼小の計画的な交流・連携が実践されるよう、各小学校・幼稚園等への働きかけを行うとともに、市町村において保幼小接続の取組をコーディネートする担当者を明確にし、早期に取り組むことが必要である。

今後の取り組み

1. 教育・保育の質の向上ガイドラインの策定及び各園での活用の推進
 - ガイドラインの内容、及び活用による効果等について、各保育所・幼稚園等に対して、幼保推進協議会や説明会等を通じて周知を図るとともに、実践にあたって適切な助言ができるよう、指導主事やアドバイザーの資質を高め、保育所・幼稚園等への普及に努める。
2. 市町村におけるモデルとなる保幼小接続のための接続期カリキュラムの作成
 - 高知県版の保幼小接続期実践プランの来年度作成に向けて、今後、市町村で作成中のカリキュラム等を基に、策定に着手する。策定後は、指導主事等対象の説明会を実施するとともに、各市町村が地域にあった実践プランを作成できるよう助言する。また、保育所・幼稚園等及び小学校が実践できるよう、計画的な指導・普及を行う。
3. 組織的な保幼小連携の全県的な推進
 - 保育所・幼稚園等から小学校への接続の大切さに視点を置いた交流が行われるよう、市町村に対し、働きかけを行う。
 - 学校経営計画への記載について、来年度も学校経営アドバイザーの訪問支援を行い、保幼小連携の強化を図る。
 - 教育事務所の保幼小連携担当者等が訪問指導することによって、保育参観や合同協議等の実施への支援を行う。

《参考》 教育・保育の質の向上及び保幼小接続期実践プラン作成の実施計画



【第2期教育振興基本計画における指標の状況】

	H28目標	H31目標数値
・接続期実践プランを作成した市町村数	9 市町	全市町村
・ガイドラインを活用した職員会の実施率	—	80%以上
・ガイドラインに関するアンケート調査において「保育の見直し・改善に役立った」と回答した園の割合	—	80%以上
・ガイドラインに基づく振り返りの実施率	—	1回以上: 100% 3回以上: 80%以上

教育等の振興に関する施策の大綱の主な施策の進捗状況等

【基本方向 5】 安全・安心で質の高い教育環境を実現する

対策(1) 南海トラフ地震等の災害に備えた取組の推進（ハード事業）

【概要・目的】

- ・南海トラフ地震等の自然災害による被害を最小限に止め、子どもたちの命を守り抜くため、学校施設等の耐震化の促進や子どもの発達段階に応じた系統的な防災教育の推進など、ハード・ソフトの両面から安全・安心を確保する対策を一層推進する。

平成 28 年度の当初計画 (P)

1. 保育所・幼稚園等における耐震化の推進

概要：南海トラフ地震の強い揺れに備え、乳幼児の安全・安心を確保するため、保育所・幼稚園等の耐震化に係る経費に対して補助を行う。

当初計画：(1) 耐震診断事業 1市1施設
(2) 保育所等整備 1市6施設
(3) 認定こども園整備 1市2施設

2. 学校施設の安全対策の促進

概要：県立学校及び公立小中学校の耐震化等を促進することにより、学校施設内の安全を確保する。

目標：(1)県立学校ブロック塀等の改修 設計 17校、工事 1校
(2)公立小中学校の室内安全対策の促進 本年度 45校完了
(303校中 182校完了 対策実施率 80.1%)

3. 保育所・幼稚園等における高台移転の推進

概要：南海トラフ地震で発生が予測される津波から、乳幼児の安全・安心を確保するため、保育所・幼稚園等の高台移転及び高層化に係る経費に対して補助を行う。

当初計画：3市町3か所(5園)
(うち2か所については、津波浸水区域にある4園を各々2園統合し移転)

平成 28 年度 これまでの取り組み状況 (D)

H28年10月末 現在

1. 保育所・幼稚園等における耐震化の推進

- ・耐震診断事業については事業完了。保育所等整備、認定こども園整備についても概ね計画どおりに進捗している。

(1) 耐震診断事業 1市1施設

- ・事業完了により要改修との診断数値が出ており、改修については法人の財政事情等もあるものの、早期の実施に向けて促していく。

(2) 保育所等整備 1市5施設

- ・1施設については整備計画の変更（現施設の修繕を改築に変更）のため、本年度の整備は中止となった。5施設については国費補助の交付申請中である。

(3) 認定こども園整備 1市2施設

- ・2施設ともに既に交付決定をしており、年度内に完了予定。

H28年度末 耐震診断実施率（見込み）90.8%

耐震化率（見込み） 90.3%

2. 学校施設の安全対策の促進

- ・県立学校の構造部の耐震化については、今年度末には完了予定で順調に進捗している。

(1) 県立学校ブロック塀等の改修

- ・設計2校、工事1校を発注済み

(2) 公立小中学校の室内安全対策の促進

- ・熊本地震に関連し、国からも耐震対策実施に係る文書が発出されており、本年8月及び10月に市町村に対しこれを周知するとともに早期実施を促した。

※耐震対策実施状況については年度末に調査

3. 保育所・幼稚園等における高台移転の推進

- ・3市町3か所ともに計画どおりに進捗している。

- ・3市町3か所ともに交付決定済みであり、年度内に移転完了予定。

課題と今後の取り組み (C, A)

課題

1. 保育所・幼稚園等における耐震化の推進

耐震化が必要な施設の設置者である市町村・法人等の財政事情や、工事においても①現施設での耐震工事、②児童数の減少に伴う統廃合、③高台移転の検討をしており、耐震化が進みにくい状況にある。

2. 学校施設の安全対策の推進

平成24年10月に県内市町村等へ室内安全対策の早期実施を促す通知を送付したが、平成28年3月31日現在の対策実施率は59.6%で、国の平均71.1%を大幅に下回っている。

熊本地震では非構造部材の落下等により避難所機能を喪失した事例が数多く発生したことから、市町村等に対策の重要性を今後も周知していく必要がある。

3. 保育所・幼稚園等における高台移転の推進

高台移転が必要な施設の設置者である市町村・法人等の財政事情や、児童数の減少に伴う統廃合と併せて高台移転を検討しており、高台移転が進みにくい状況にある。また、移転の候補地となる高台の安全な場所の用地確保が困難な場合や保護者への説明に時間を要する場合もある。

今後の取り組み

1. 保育所・幼稚園等における耐震化の推進

耐震診断や国の直接補助制度等を活用した耐震化の支援を行う。また、耐震診断、耐震化について未実施の施設がある市町村に対しては早期の実施を要請していく。

2. 学校施設の安全対策の推進

「県立学校ブロック塀等の改修」については、今後、設計委託業務を順次発注していく。

「公立小中学校の室内安全対策の促進」については、今後も国からの情報を伝達するとともに、例年2月に開催している市町村担当者会において、室内安全対策をテーマにした講演会を行い、さらに周知を図る。

また、本年4月に発生した「熊本地震」において、多くの公立学校体育館が被害を受け、避難所として利用できなかったことを踏まえ、県立学校体育館の非構造部材等の落下防止等の対策に新たに取り組む。

3. 保育所・幼稚園等における高台移転の推進

高台移転の候補地が決定している施設や具体的な進捗のある施設に対しては早期の移転を要請し、進捗状況を把握する。また、高台移転が必要な保育所等で具体的に進捗のない施設に対しては市町村訪問等で移転に向けた検討を要請する。

【第2期教育振興基本計画における指標の状況】

	H27	H28	H31 目標数値
学校施設等の耐震化率	(高知県) ・保・幼:88.1% ・公立小・中:94.9% ・公立高・特支:95.3%	(全国平均) ・保・幼:80.6% ・公立小・中:98.1% ・公立高・特支:96.9%	(高知県) ・保・幼:90.3%(見込み) ・公立小・中:97.1%(見込み) ・公立高・特支:100%(見込み)

教育等の振興に関する施策の大綱の主な施策の進捗状況等

【基本方向 5】 安心で質の高い教育環境を実現する

対策(1) 南海トラフ地震等の災害に備えた取組の推進（ソフト事業）

【概要・目的】

- ・南海トラフ地震等の自然災害による被害を最小限に止め、子どもたちの命を守り抜くため、学校施設等の耐震化の促進や子どもの発達段階に応じた系統的な防災教育の推進など、ハード・ソフトの両面から安全・安心を確保する対策を一層推進する。

平成 28 年度の当初計画 (P)

1. 防災教育の推進

概要：南海トラフ地震に備えるため、児童生徒の防災対応力の向上及び学校や教職員の危機管理力・防災力の向上を図る。

目標：教職員一人ひとりが「安全教育プログラム（震災編）」に基づく防災教育を実施し、指導力を高める。

- ・防災の授業
全学年で年間 5 時間以上（小中学校）
全学年で年間 3 時間以上（高等学校）
- ・避難訓練
緊急地震速報の活用等様々な設定での訓練を年間 3 回以上

(1)学校安全計画への位置付け

年間に予定している防災の授業と避難訓練を「学校安全計画」に明確に位置付け、年度当初から計画的かつ確実に実施する。

(2)防災教育研修会（学校悉皆研修）

安全教育プログラム（震災編）に基づく指導方法や先進事例等の紹介と演習により、学校の危機管理力や防災力を高める。

県内 3 か所で 4 回実施（東部 1 回・中部 2 回・西部 1 回）

(3)防災教育指導事業

高校生防災ハンドブックを新高校 1 年生に配布

防災教育副読本を新小学校 3 年生と新中学校 1 年生に配布

(4)実践的防災教育推進事業

緊急地震速報等を活用した避難訓練や公開授業等の先進的・実践的な防災教育を行い、取組内容を発信する。

小学校 7 校 中学校 3 校 高等学校 1 校

(5)防災キャンプ推進事業

地域住民や保護者とともに学校等で避難生活を体験する。

(6)学校防災アドバイザー派遣事業

津波浸水域や土砂災害警戒区域等にある学校を中心に学校防災アドバイザーを派遣し、避難経路や避難場所等の点検や防災学習を実施する。

本年度は 20 市町村・47 校／県立学校 23 校に派遣予定

(7)避難所運営訓練（HUG）

避難所運営訓練（HUG）等を実施する。

平成 28 年度 これまでの取り組み状況 (D)

H28 年 10 月末 現在

1. 防災教育の推進

・公立小・中・高等学校における「高知県安全教育プログラム」に基づく防災教育の実施状況は、年々向上してきている。防災の授業・避難訓練の実施について数値目標を設定し、防災教育の徹底を図っており、本年度の実施率もほぼ 100%を見込んでいる。

年度当初に教育長会、校長会及び各市町村の指導事務担当者会等で防災教育の徹底について依頼するとともに、各学校が策定している学校安全計画に防災の授業を位置付け、計画的で確実な実施を目指してきた。

(1)学校安全計画への位置付け

年間実施予定の防災の授業時数と避難訓練の回数を調査するとともに、「学校安全計画」の提出を 10 月に依頼し、計画への位置付けや内容を調査中である。

(2)防災教育研修会（学校悉皆研修）

県内 3 頃所で 4 回開催。また、高知市と共に防災教育推進教員研修会を実施。

7/28・8/4 中部（高知城ホール）、7/29 東部（安田町文化センター）、

8/5 西部（黒潮町ふるさと総合センター）、8/2 高知市と共に（アスパル高知）

参加者数：520 名

(3)防災教育指導事業

防災ハンドブックを新高校 1 年生に、防災教育副読本を新小学校 3 年生・新中学校 1 年生に配布し、研修会等において効果的な活用を促した。活用状況については、年度末のアンケートで把握する。

(4)実践的防災教育指導事業

県内 11 校を研究指定校とし、緊急地震速報等を活用した避難訓練や防災の授業等の先進的・実践的な研究を推進している。

全校研究授業の実施：9 校 18 回

研究発表会の開催：2 校

(5)防災キャンプ推進事業

県内 4 市町にて地域と連携した防災キャンプを実施

7/23～24 防災キャンプ IN 安和（須崎市）

7/31～8/1 土佐山防災キャンプ（高知市）

8/8～9 田野町防災キャンプ（田野町）

10/1～2 防災キャンプ in 三浦（黒潮町）

(6)学校防災アドバイザー派遣事業

県内の津波浸水域や土砂災害警戒区域等にある学校を中心に学校防災アドバイザーを派遣 実績（10 月末現在）：18 市町村・38 校／県立学校 15 校

(7)避難所運営訓練（HUG）

防災教育研修会にて実施。 県内 3 頃所 4 回※上記(2)参照

課題と今後の取り組み (C、A)

課題

1. 防災教育の推進

①防災教育は教育課程上の位置付けがなく、各学校での時間確保が困難であるため、学校安全計画に位置付け確實に実施することが必要。

②津波浸水域の多くの学校では、それに対応した実践教育が行われているが、その他の学校においては、地域との連携や防災学習の内容面で格差がみられる。

今後の取り組み

1. 防災教育の推進

①各学校において防災教育を確實に実施するため、平成 26 年度より実施目標数値を設定し、学校安全計画に明確に位置付けた授業の実施を要請しており、今後もチェックリストによって、進捗管理を行い、各学校の防災教育の計画的・継続的な取組を支援していく。

②教職員一人ひとりの防災教育力の向上のため、具体的には、防災教育研修会等に東日本大震災の被災地から講師を招聘し、その実体験から南海トラフ地震に備えた命を守る防災教育の重要性への理解を深めるとともに、先進事例の紹介など実践に役立つ情報提供や演習等を実施する。

また、各学校における実践内容の充実を図るために、研究指定校の実践内容の普及・啓発を図るとともに、研究指定校へのさらなる指導・支援を行う。また、指定校の研究内容をもとに、現行の高知県安全教育プログラム（震災編）の展開例等を改訂し、その活用を推進することで実践内容の充実を図っていく。

【第 2 期教育振興基本計画における指標の状況】

	H27	H28	H31 目標数値
「高知県安全教育プログラム」を使用した防災教育の実施率	・小：97.9%（※H26 小：62.2%） ・中：96.2%（※H26 中：70.4%） ・高：100%（※H26 高：54.1%）	・小： % ・中： % ・高： %	・小：100% ・中：100% ・高：100%